

# (仮称)奈良県多文化共生推進プラン(案)

令和7年〇月

奈良県

# 目 次

I. 多文化共生に関する国の動き .....	4
II. 多文化共生に関する奈良県の現状.....	5
1. 外国人県民の状況.....	5
(1) 奈良県の在留外国人数 .....	5
(2) 出身国・地域別の状況 .....	6
(3) 在留資格別の状況.....	11
(4) 年齢階級・男女別の状況.....	15
(5) 県内市郡別の状況.....	17
(6) 外国人労働者の状況.....	25
(7) 外国人児童生徒等の状況.....	34
(8) 留学生.....	35
2. 令和6年度奈良県内在住外国人住民アンケート調査.....	38
(1) 調査概要 .....	38
(2) 主な調査結果.....	38
3. 令和6年度「県民 Web アンケート」 第1回県内での多文化共生に関する意識調査 .....	48
(1) 調査概要 .....	48
(2) 主な調査結果.....	48
4. 奈良県多文化共生施策推進懇話会の開催 .....	53
III. 奈良県の多文化共生を取り巻く課題.....	55
1. コミュニケーションでの課題.....	55
2. 情報提供での課題.....	55
3. 相談や住居の確保、生活サービスでの課題.....	55
4. 防災など安全・安心の確保での課題.....	55
5. 地域社会での課題.....	56
6. 外国人材受入での課題.....	56
IV. 多文化共生推進に向けた基本的な考え方 .....	57
1. 基本方針 .....	57
(1)誰もがコミュニケーションできる地域づくり .....	57

(2)誰もが安全・安心に暮らし続けることができる地域づくり.....	57
(3)誰もが地域で活躍できる地域づくり.....	57
2. 期間.....	57
<b>V. 3つの基本方針を実現するための具体的な施策.....</b>	<b>58</b>
1. コミュニケーション支援.....	58
(1) 行政・生活情報の多言語化.....	58
(2) 相談体制の整備・充実.....	59
(3) 日本語教育の推進.....	59
2. 生活支援.....	60
(1) 子育て・教育の充実.....	60
(2) 災害時の支援など安全の確保.....	61
(3) 医療・保健・福祉サービスの提供.....	62
(4) 居住環境の整備.....	62
3. 地域での活躍支援.....	63
(1) 就業支援.....	63
(2) 留学生への支援.....	64
(3) 地域社会での活動支援.....	64
<b>VI. 推進体制.....</b>	<b>66</b>
1. 国の役割.....	66
2. 県の役割.....	66
3. 市町村の役割.....	66
4. 企業の役割.....	67
5. 教育機関（大学）の役割.....	67
6. 各種支援団体の役割.....	67
7. 県民の役割.....	67

## I. 多文化共生に関する国の動き

日本で暮らす在留外国人の数は、コロナ禍で一時減少したものの、増加傾向が続いており、2023（令和 5）年 12 月末時点で約 340 万人と過去最高を更新しました。また、その増加幅も、コロナ禍以前よりも大きくなっているほか、その出身国・地域についても多様化しています。[2024（令和 6）年 6 月末時点では約 360 万人]

一方、国では、深刻化する人手不足などを背景に、2018(平成 30)年 6 月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とする新たな在留資格を創設することとし、翌 2019(平成 31)年 4 月には「特定技能」制度（在留資格としては「特定技能 1 号」と「特定技能 2 号」の 2 種類）が創設されました。

これとあわせ、2018(平成 30)年 7 月には、「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針」が閣議決定され、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力して外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとされました。

これを受け、同年 12 月には、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現を達成するための目指すべき方向性を示すものとして「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が策定されました。以後、毎年改定が行われていますが、2022(令和 4)年 6 月には、日本の目指すべき共生社会のビジョンとその実現に向けた 2026(令和 8)年度までの中長期的な課題と具体的な施策を示した「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が新たに策定され、2024(令和 6)年度まで、その進捗状況等を踏まえ、毎年見直しが行われています。

なお、2024(令和 6)年 6 月には、改正出入国管理法などが成立し、これまでの「技能実習」にかわる新たな在留資格として「育成就労」が導入されることとなりました。これにより、これまで以上に外国人材が中長期的に日本で活躍できる素地が広がることとなったほか、一定の条件で転籍も可能となるなど、より流動性が高まることも想定されます。導入時期は 2027(令和 9)年とされています。

## II. 多文化共生に関する奈良県の現状

### 1. 外国人県民（※）の状況

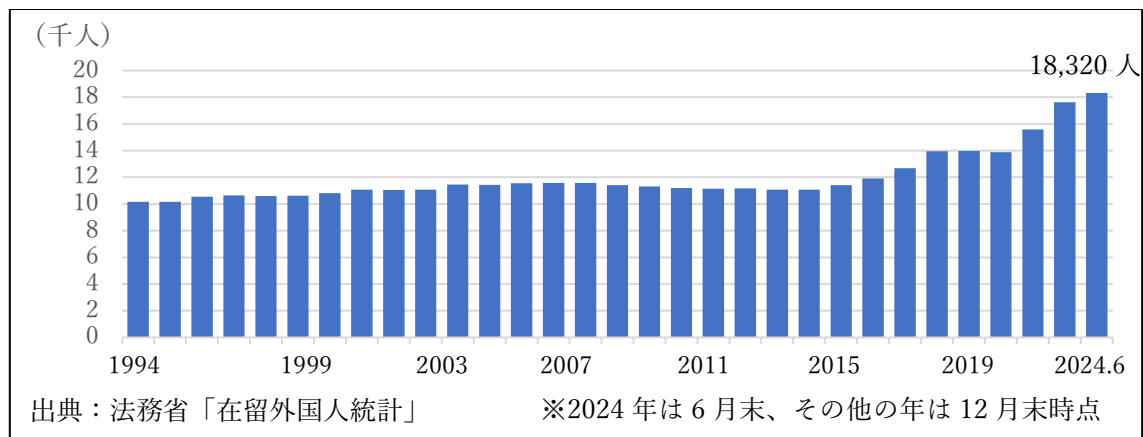
#### （1）奈良県の在留外国人数

奈良県の在留外国人数は、過去30年を振り返ると、2015(平成27)年までは、増減を繰り返しながら、約千人増加するという微増傾向にありました。しかし、それ以降は、コロナ禍で一時的に減少したものの、8年間で約6千人増加、直近の1年間では2千人超増加するなど、急増しています(2023(令和5)年12月末時点で17,614人)。**[2024(令和6)年6月末時点で18,320人]**

また、県人口に占める割合を見ると、30年前の1994(平成6)年の約0.72%から2023(令和5)年の約1.36%と大きく増加しています。

※外国人県民の定義：本プランにおける「外国人県民」は、県内に居住する外国籍を有する人だけを意味する場合と、国際結婚によって日本国籍を取得した人や、親が外国人である日本国籍の子どもなど、外国にルーツをもつ人が含まれる場合とがあります。

【図II-1-(1)：在留外国人の推移（1994～2024年）】



1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
10,174	10,175	10,547	10,649	10,599	10,609	10,803	11,065	11,051	11,082
2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
11,466	11,438	11,557	11,572	11,588	11,403	11,304	11,194	11,137	11,164
2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
11,081	11,085	11,421	11,921	12,681	13,951	13,985	13,873	15,590	17,614

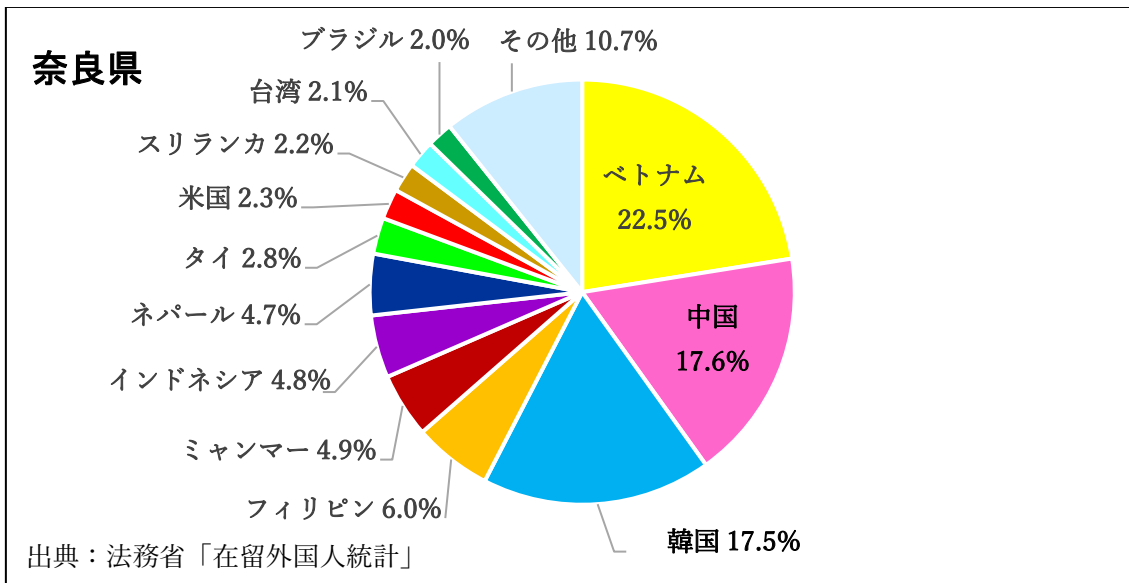
## (2) 出身国・地域別の状況

奈良県の在留外国人を出身国・地域別に見ると、2023(令和5)年12月末時点では、ベトナム(3,958人)、中国(3,106人)、韓国(3,079人)、フィリピン(1,052人)、ミャンマー(866人)の順となっています。

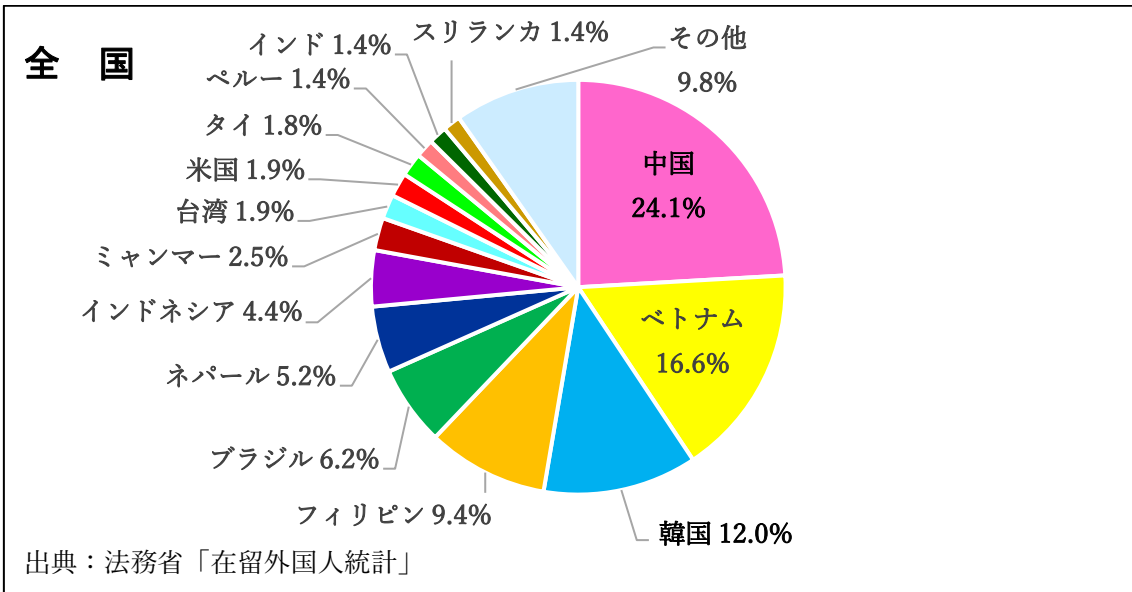
ベトナムが急増しているほか、ミャンマーやインドネシア、ネパールなど、東南アジア・南アジアを中心にその数は増えており、上位5か国・地域は、2019(令和元)年時点の韓国、中国、ベトナム、フィリピン、台湾とは、ここ数年で大きく変わっています。あわせて、出身国・地域数は、10年前の2014(平成26)年の94国・地域に比べ、2023(令和5)年は113国・地域に増加、また100人以上の国・地域も12から17に増加するなど、多様化していることがわかります。

また、全国と比較すると、ベトナムや韓国出身の方が占める割合が高い一方、中国やブラジル出身の方が占める割合が低くなっています。

【図Ⅱ-1-(2)-①：在留外国人の出身国・地域別の状況（2023年12月末時点）】



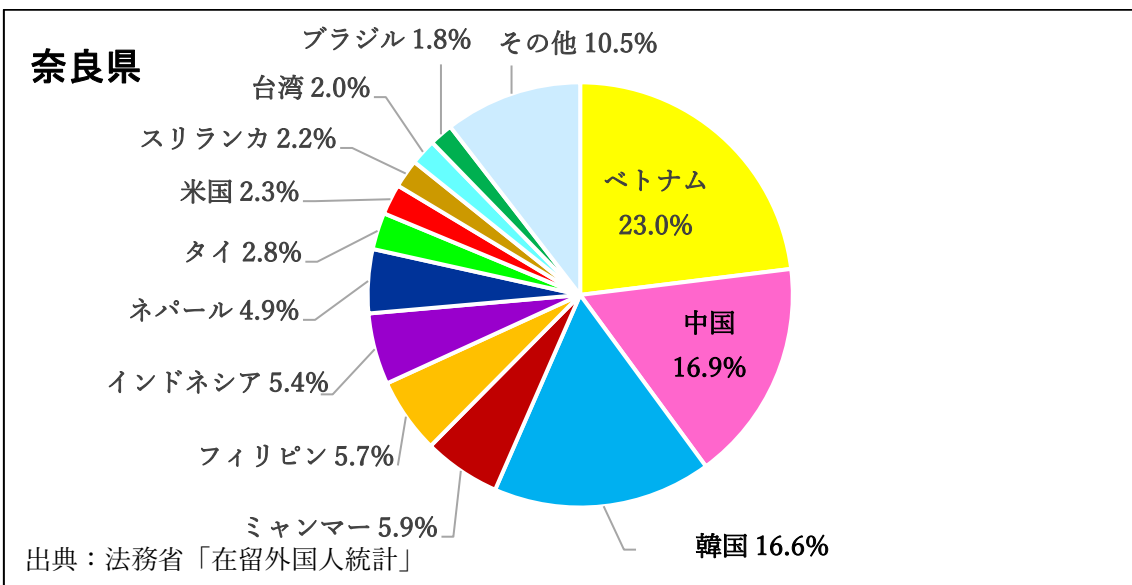
出身国・地域	人数(人)	割合	出身国・地域	人数(人)	割合
ベトナム	3,958	22.5%	ネパール	822	4.7%
中国	3,106	17.6%	タイ	485	2.8%
韓国	3,079	17.5%	米国	406	2.3%
フィリピン	1,052	6.0%	スリランカ	390	2.2%
ミャンマー	866	4.9%	台湾	374	2.1%
インドネシア	840	4.8%	ブラジル	345	2.0%



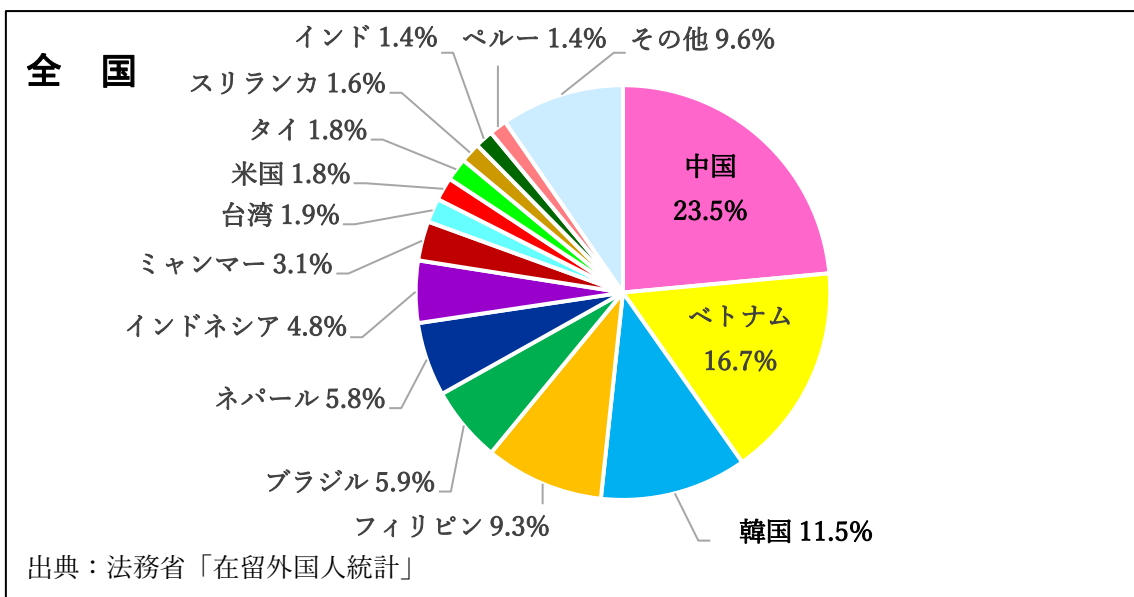
出身国・地域	人数(人)	割合	出身国・地域	人数(人)	割合
中国	821,838	24.1%	ミャンマー	86,546	2.5%
ベトナム	565,026	16.6%	台湾	64,663	1.9%
韓国	410,156	12.0%	米国	63,408	1.9%
フィリピン	322,046	9.4%	タイ	61,771	1.8%
ブラジル	211,840	6.2%	ペルー	49,114	1.4%
ネパール	176,336	5.2%	インド	48,835	1.4%
インドネシア	149,101	4.4%	スリランカ	46,949	1.4%

[参考]

【図Ⅱ-1-(2)-①：在留外国人の出身国・地域別の状況（2024年6月末時点）】



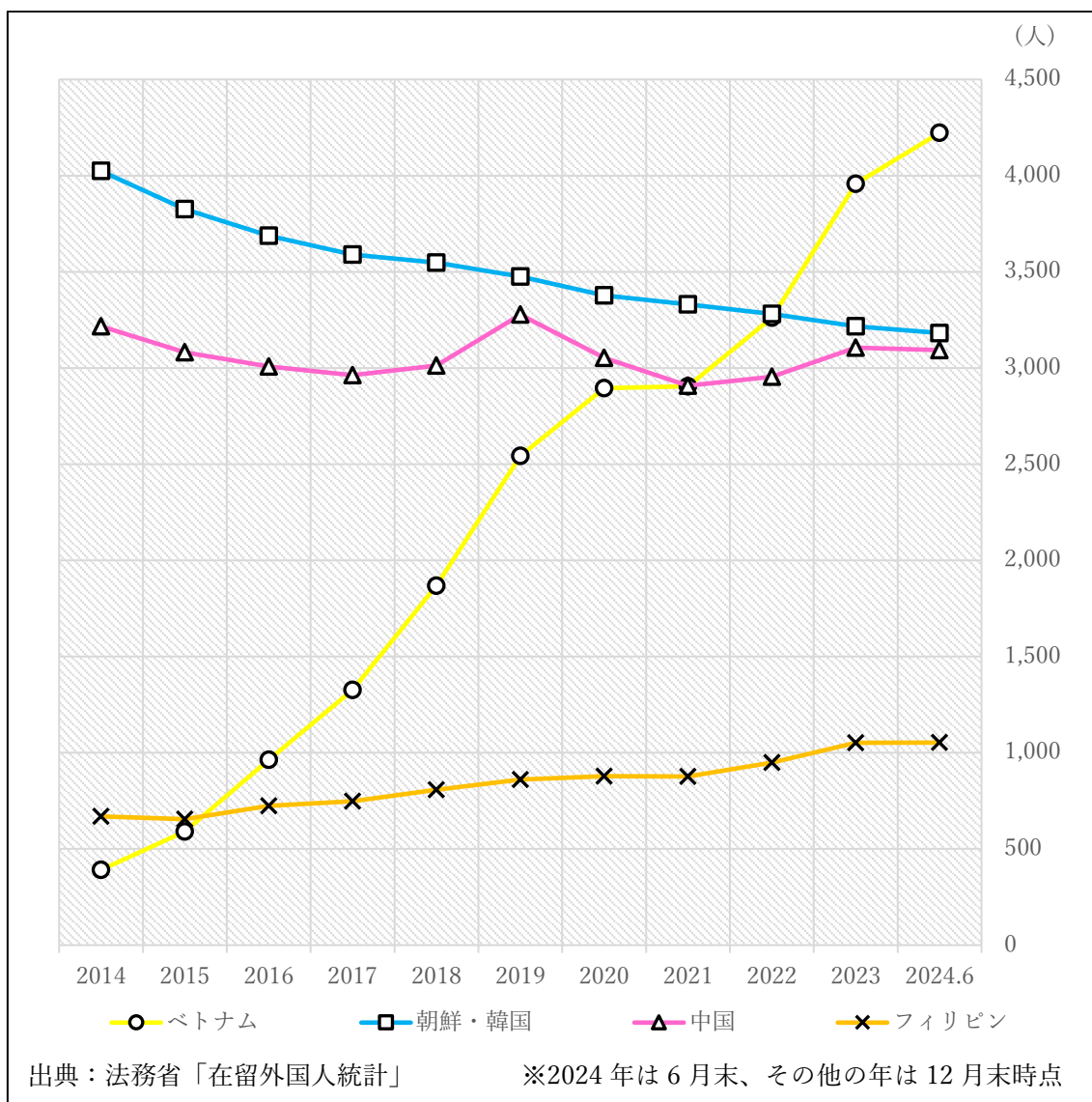
出身国・地域	人数(人)	割合	出身国・地域	人数(人)	割合
ベトナム	4,222	23.0%	ネパール	891	4.9%
中国	3,093	16.9%	タイ	513	2.8%
韓国	3,046	16.6%	米国	426	2.3%
ミャンマー	1,075	5.9%	スリランカ	395	2.2%
フィリピン	1,053	5.7%	台湾	363	2.0%
インドネシア	996	5.4%	ブラジル	329	1.8%



出身国・地域	人数(人)	割合	出身国・地域	人数(人)	割合
中国	844,187	23.5%	ミャンマー	110,306	3.1%
ベトナム	600,348	16.7%	台湾	67,277	1.9%
韓国	411,043	11.5%	米国	64,842	1.8%
フィリピン	332,293	9.3%	タイ	63,689	1.8%
ブラジル	212,325	5.9%	スリランカ	56,179	1.6%
ネパール	206,898	5.8%	インド	51,345	1.4%
インドネシア	173,813	4.8%	ペルー	49,247	1.4%



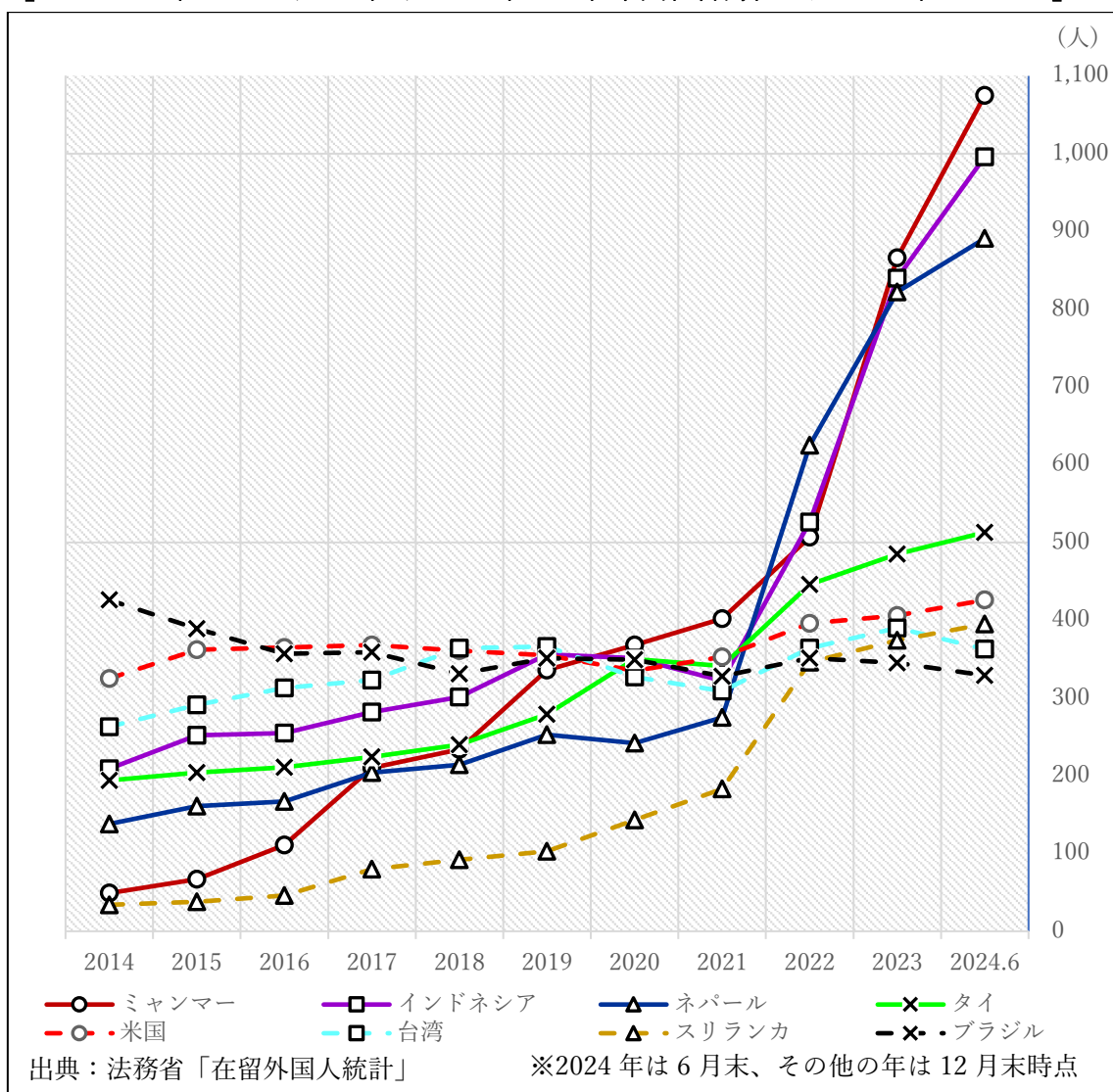
【図Ⅱ-1-(2)-②:奈良県在留外国人の主な出身国・地域別の推移(2014~2024年)】  
 [ベトナム、朝鮮・韓国、中国、フィリピン]



	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024.6
ベトナム	391	590	963	1,326	1,869	2,544	2,895	2,905	3,262	3,958	4,222
朝鮮・韓国	4,024	3,825	3,688	3,589	3,548	3,476	3,377	3,331	3,281	3,217	3,182
中国	3,217	3,082	3,007	2,963	3,012	3,277	3,052	2,908	2,955	3,106	3,093
フィリピン	670	655	724	749	807	861	878	876	949	1,052	1,053

【図Ⅱ-1-(2)-②:奈良県在留外国人の主な出身国・地域別の推移(2014～2024年)】

[ミャンマー、インドネシア、ネパール、タイ、米国、台湾、スリランカ、ブラジル]



	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024.6
ミャンマー	49	67	111	210	234	336	368	402	507	866	1,075
インドネシア	209	252	255	282	301	356	351	322	526	840	996
ネパール	138	161	167	204	214	253	242	275	625	822	891
タイ	194	204	211	224	240	279	350	341	446	485	513
米国	325	362	365	368	361	355	335	353	396	406	426
台湾	263	291	313	323	364	366	327	309	364	390	363
スリランカ	34	38	46	80	92	103	143	183	346	374	395
ブラジル	426	389	357	359	331	351	349	328	351	345	329

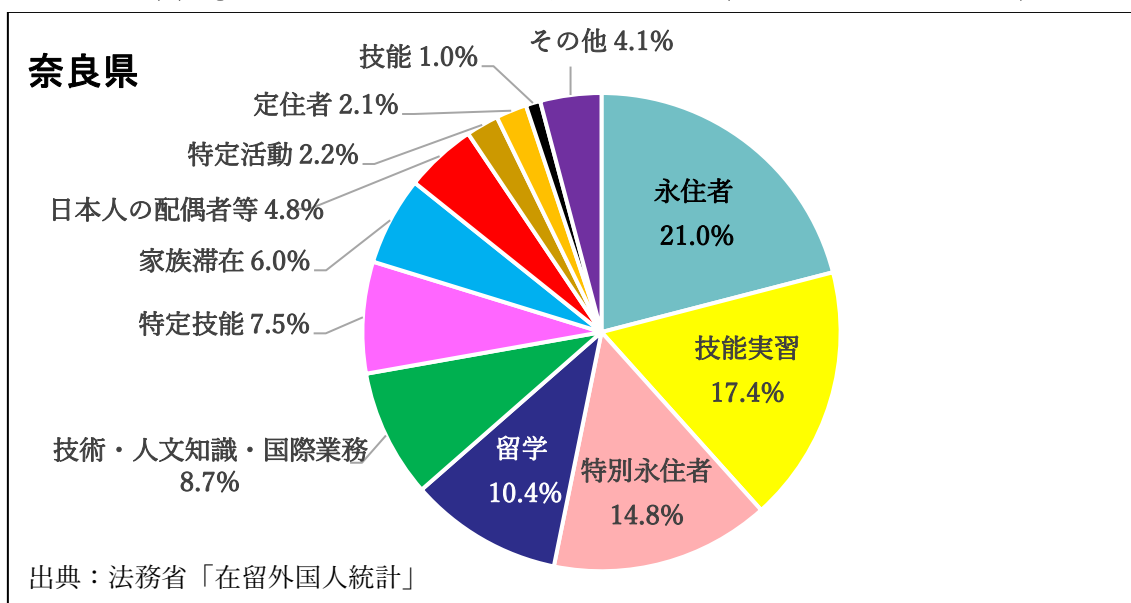
### (3) 在留資格別の状況

奈良県の在留外国人を在留資格別に見ると、2023(令和5)年12月末時点では、永住者(3,694人)、技能実習(3,063人)、特別永住者(2,613人)、留学(1,824人)、技術・人文知識・国際業務(1,526人)の順となっています。

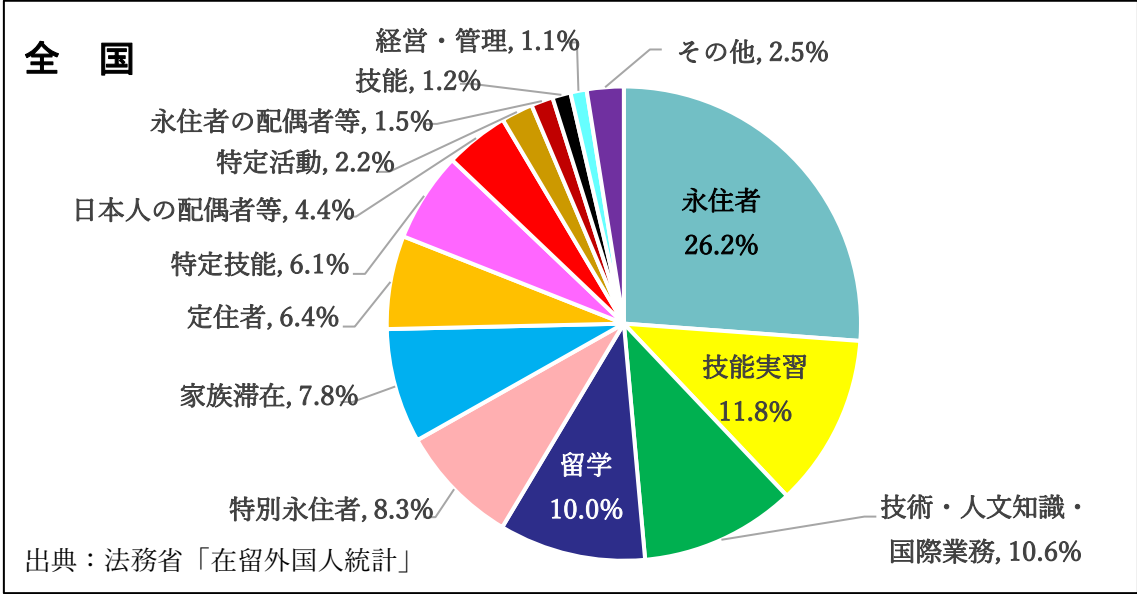
特別永住者が長期的に減少傾向にある一方、技能実習や留学はコロナ禍で一時的に減少したものの、増加傾向にあります。加えて、2019(平成31)年に創設された特定技能については、コロナ禍後、急増しています。このほか、長期的な滞在が可能な在留資格である永住者や技術・人文知識・国際業務は、コロナ禍も含め、増加傾向が続いています。

また、全国と比較すると、技能実習や、特別永住者の割合が高い一方、永住者や定住者の割合が低くなっています。

【図Ⅱ-1-(3)-①：在留外国人の在留資格別の状況(2023年12月末時点)】



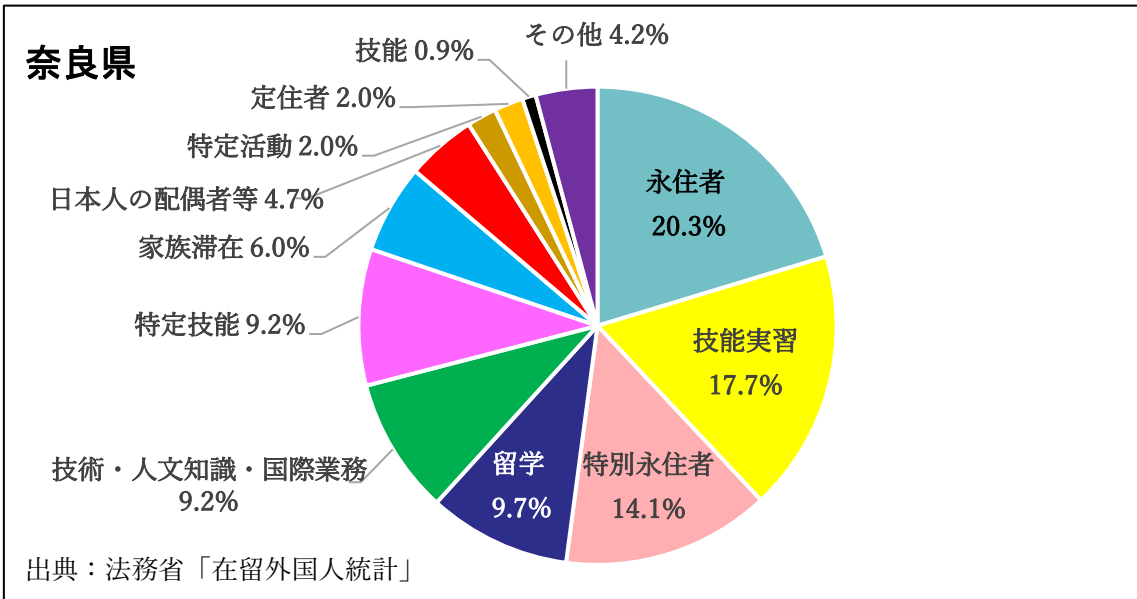
在留資格	人数(人)	割合	在留資格	人数(人)	割合
永住者	3,694	21.0%	家族滞在	1,053	6.0%
技能実習	3,063	17.4%	日本人の配偶者等	853	4.8%
特別永住者	2,613	14.8%	特定活動	389	2.2%
留学	1,824	10.4%	定住者	368	2.1%
技術・人文知識・国際業務	1,526	8.7%	技能	174	1.0%
特定技能	1,329	7.5%	その他	728	4.1%



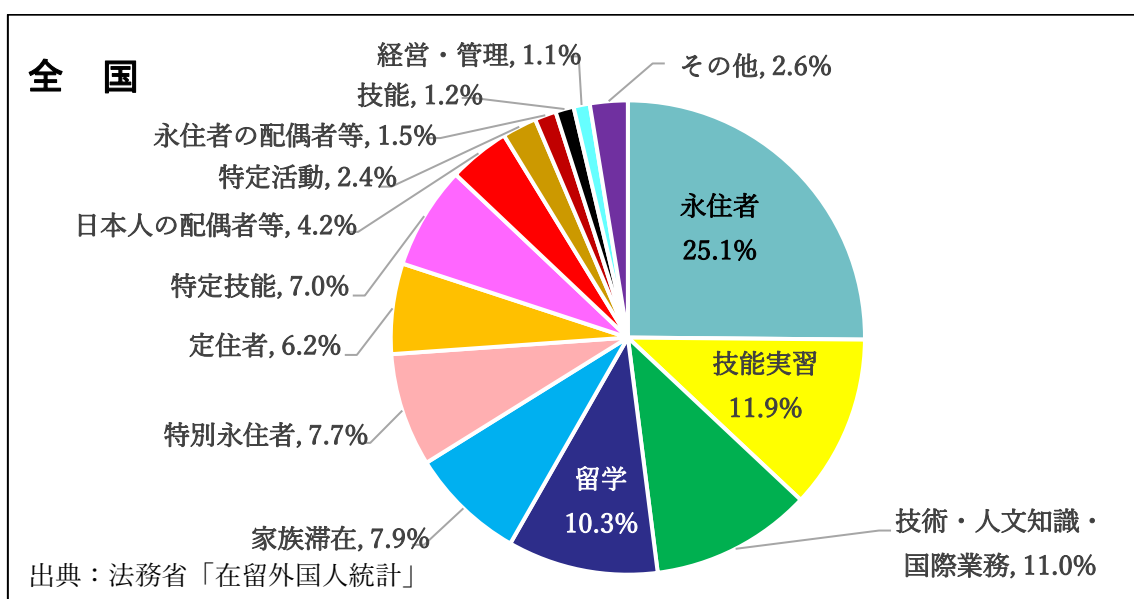
在留資格	人数(人)	割合	在留資格	人数(人)	割合
永住者	891,569	26.2%	特定技能	208,462	6.1%
技能実習	401,025	11.8%	日本人の配偶者等	148,477	4.4%
技術・人文知識・国際業務	362,346	10.6%	特定活動	73,774	2.2%
留学	340,883	10.0%	永住者の配偶者等	50,995	1.5%
特別永住者	281,218	8.3%	技能	42,499	1.2%
家族滞在	266,020	7.8%	経営・管理	37,510	1.1%
定住者	216,868	6.4%	その他	85,815	2.5%

[参考]

【図Ⅱ-1-(3)-①：在留外国人の在留資格別の状況(2024年6月末時点)】

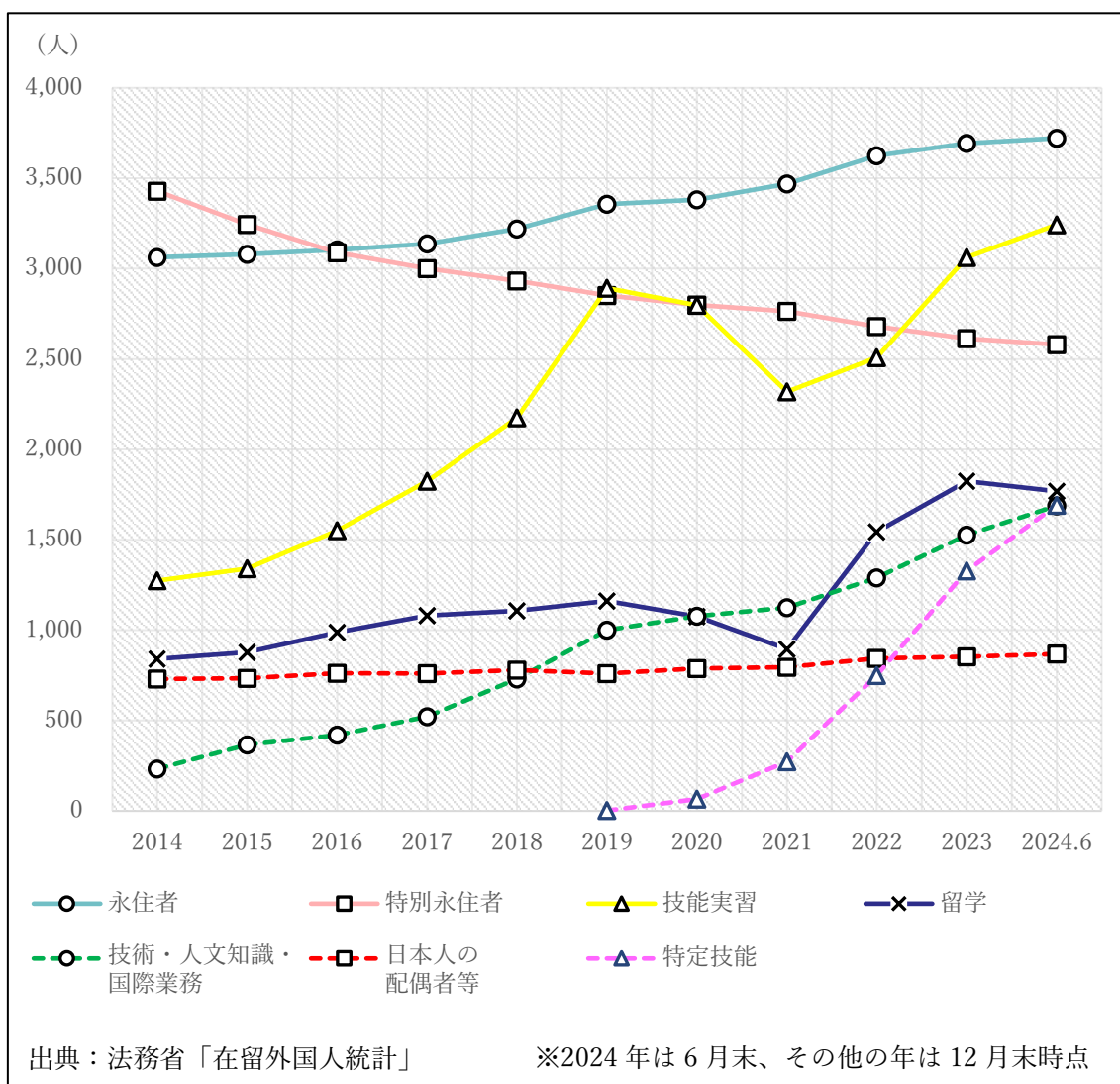


在留資格	人数(人)	割合	在留資格	人数(人)	割合
永住者	3,722	20.3%	家族滞在	1,100	6.0%
技能実習	3,243	17.7%	日本人の配偶者等	868	4.7%
特別永住者	2,580	14.1%	特定活動	367	2.0%
留学	1,768	9.7%	定住者	361	2.0%
技術・人文知識・国際業務	1,688	9.2%	技能	168	0.9%
特定技能	1,691	9.2%	その他	764	4.2%



在留資格	人数(人)	割合	在留資格	人数(人)	割合
永住者	902,203	25.1%	特定技能	251,747	7.0%
技能実習	425,714	11.9%	日本人の配偶者等	150,208	4.2%
技術・人文知識・国際業務	394,295	11.0%	特定活動	84,629	2.4%
留学	368,589	10.3%	永住者の配偶者等	52,587	1.5%
家族滞在	283,204	7.9%	技能	44,814	1.2%
特別永住者	277,664	7.7%	経営・管理	39,616	1.1%
定住者	221,217	6.2%	その他	92,469	2.6%

【図Ⅱ-1-(3)-②：奈良県在留外国人の主な在留資格別の推移(2014～2024年)】



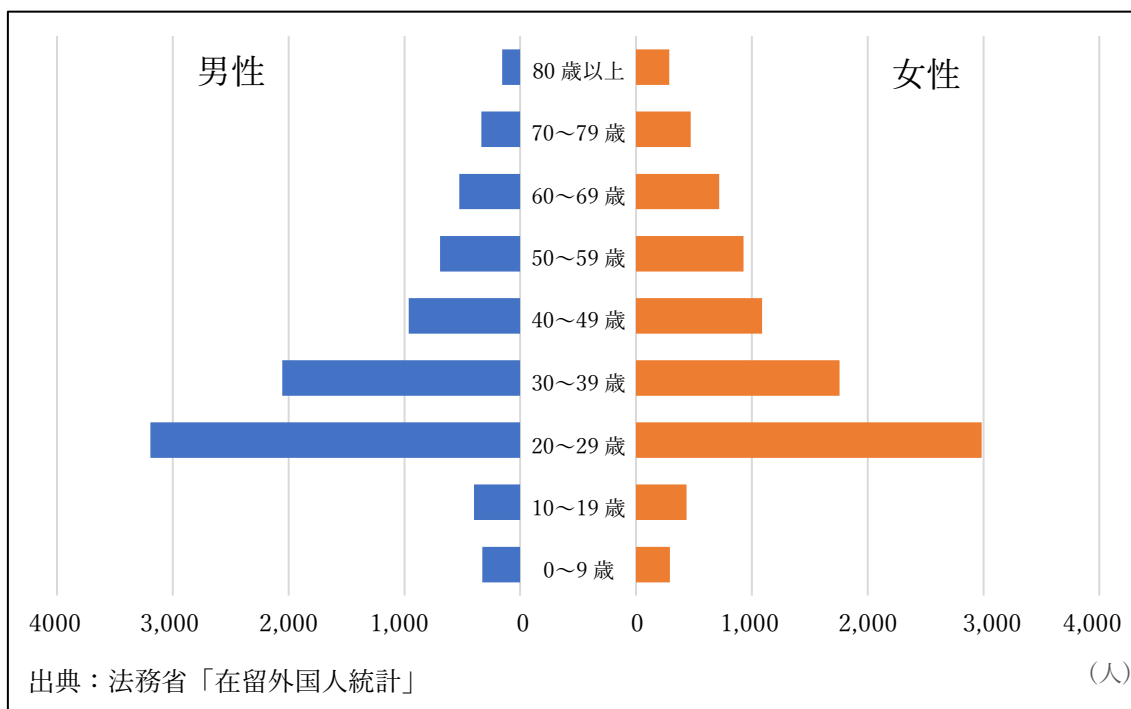
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024.6
永住者	3,063	3,079	3,105	3,138	3,220	3,357	3,382	3,469	3,625	3,694	3,722
特別永住者	3,429	3,244	3,088	3,000	2,933	2,851	2,800	2,764	2,680	2,613	2,580
技能実習	1,274	1,341	1,551	1,824	2,175	2,893	2,797	2,318	2,509	3,063	3,243
留学	841	877	988	1,081	1,107	1,162	1,075	895	1,544	1,824	1,768
技術・人文知識・国際業務	233	365	420	521	731	1,000	1,078	1,125	1,290	1,526	1,688
日本人の配偶者等	730	733	762	760	779	761	788	796	844	853	868
特定技能	—	—	—	—	—	2	66	272	750	1,329	1,691

#### (4) 年齢階級・男女別の状況

奈良県の在留外国人を年齢階級別に見ると、20～39歳までが、全体の半数以上(56.7%)を占めるなど、若年層が大きな割合となっています。

また、男女別で見た場合、全体ではわずかに女性が多くなっているのに対して、0歳～9歳、20～39歳まででは男性の方が多くなっています。

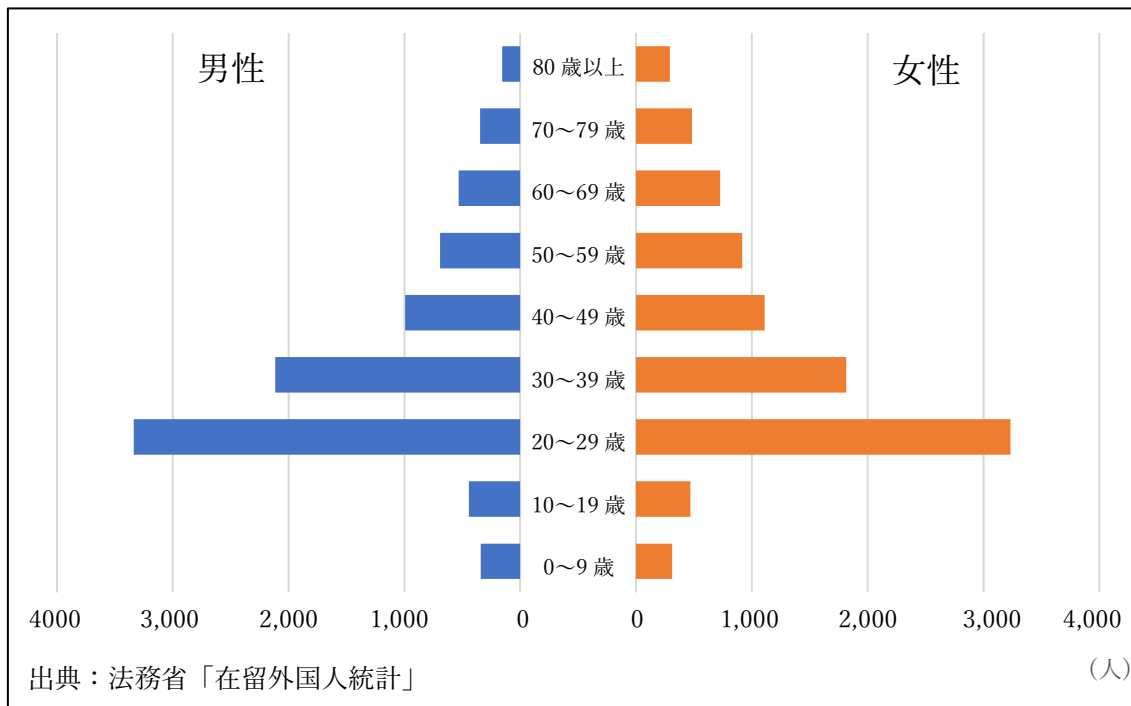
【図Ⅱ-1-(4)：奈良県在留外国人の年齢階級別・男女別グラフ(2023年12月末時点)】



	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上
男性	328	400	3,194	2,056	962	692	526	335	155
女性	293	437	2,985	1,757	1,089	929	718	471	287
合計	621	837	6,179	3,813	2,051	1,621	1,244	806	442

[参考]

【図Ⅱ-1-(4)：奈良県在留外国人の年齢階級別・男女別グラフ(2024年6月末時点)】



	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上
男性	342	443	3,337	2,116	994	691	531	348	157
女性	313	469	3,233	1,816	1,110	918	727	482	293
合計	655	912	6,570	3,932	2,104	1,609	1,258	830	450

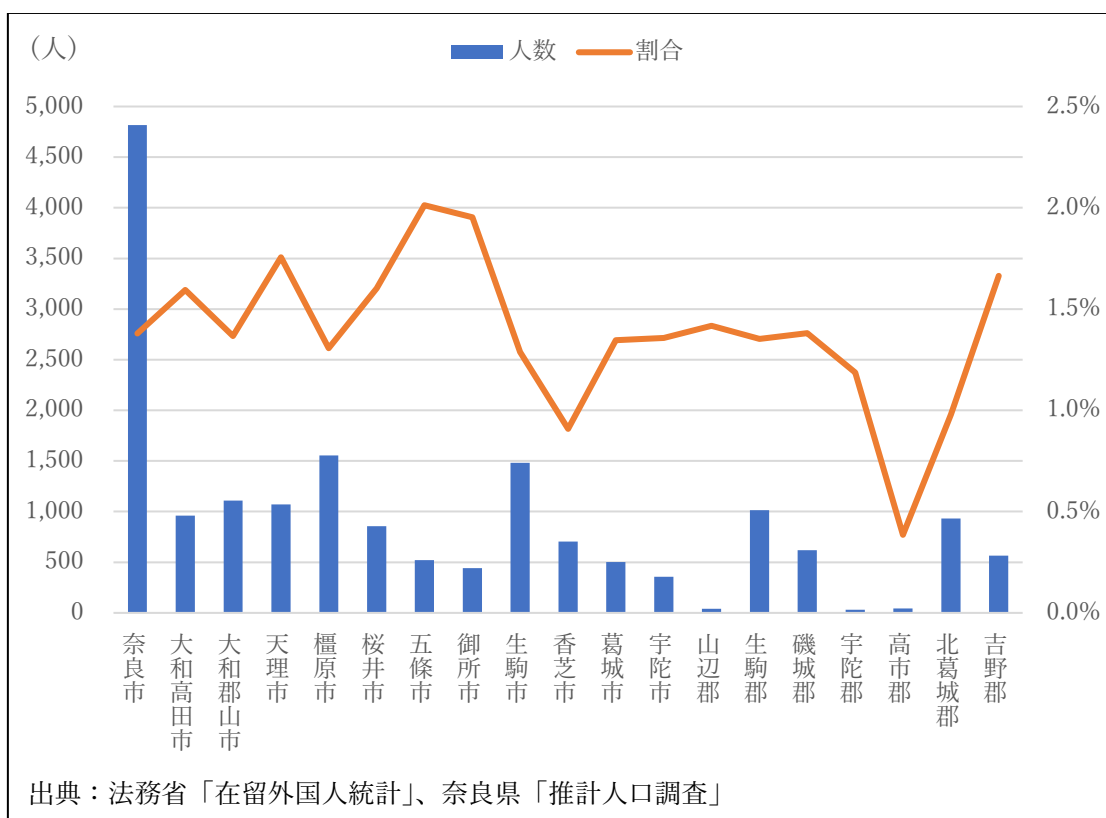


### (5) 県内市郡別の状況

奈良県の在留外国人を市郡別に見ると、奈良市(4,816人)、橿原市(1,554人)、生駒市(1,482人)、大和郡山市(1,110人)、天理市(1,072人)の順となっています。一方、10年前の2014(平成26)年と比較すると、すべての市町村で増加していますが、増加率では、五條市(145.3%増)、宇陀市(105.2%増)、御所市(105.1%増)、山辺郡(100.0%増)、生駒郡(98.6%増)の順となっています。

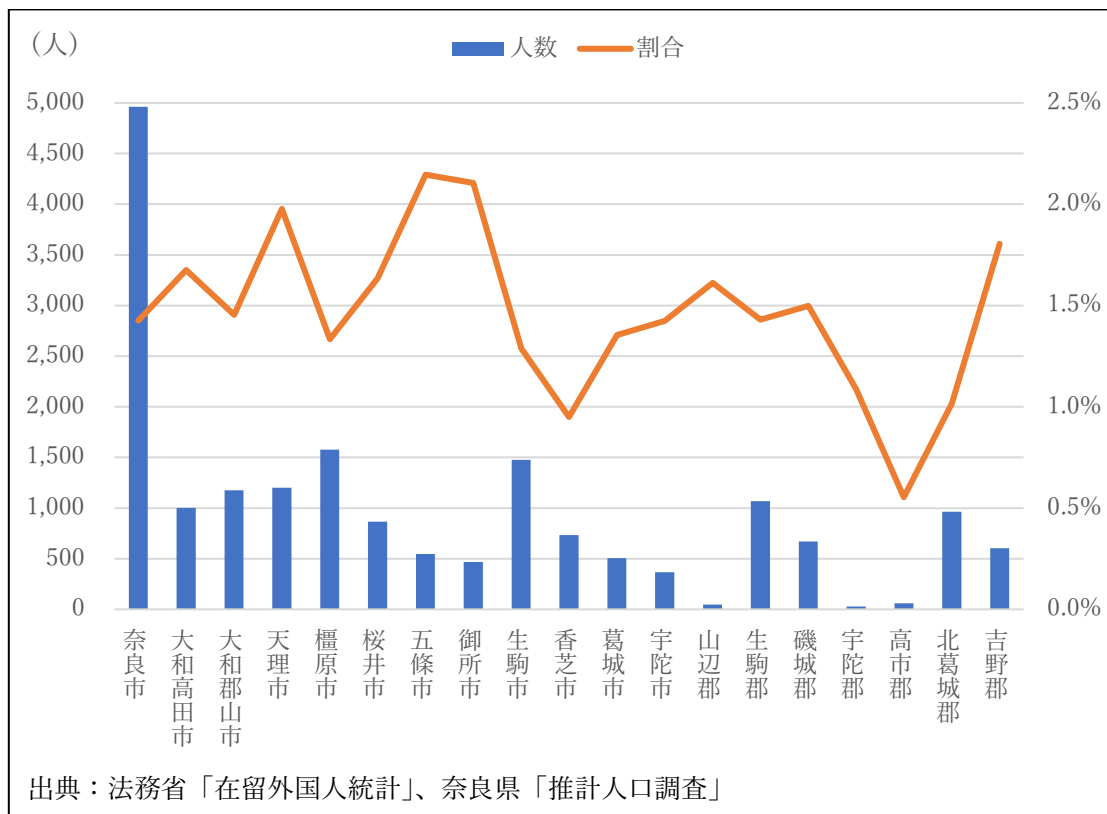
また、在留外国人が人口に占める割合で見ると、五條市(2.01%)、御所市(1.95%)、天理市(1.76%)、吉野郡(1.66%)、桜井市(1.60%)の順に、過去10年間の増加幅を見ると、五條市(1.11ポイント)、御所市(1.00ポイント)、山辺郡(0.86ポイント)、吉野郡(0.80ポイント)、宇陀市(0.76ポイント)の順となります。

【図Ⅱ-1-(5)-①：奈良県内市郡別在住外国人数及び割合の現況(2023年)】

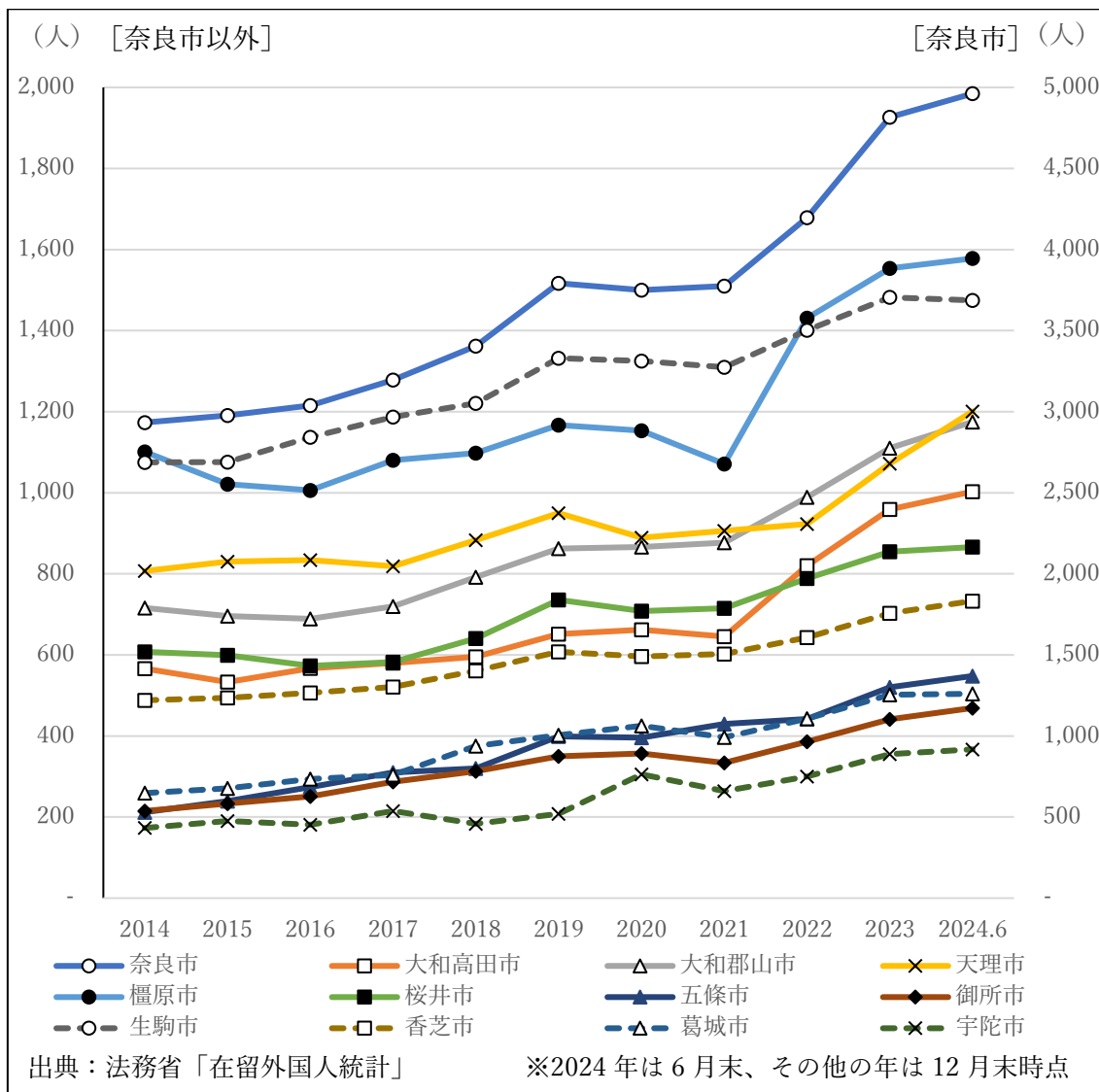


[参考]

【図Ⅱ-1-(5)-①：奈良県内市郡別在住外国人数及び割合の現況(2024年6月末時点)】

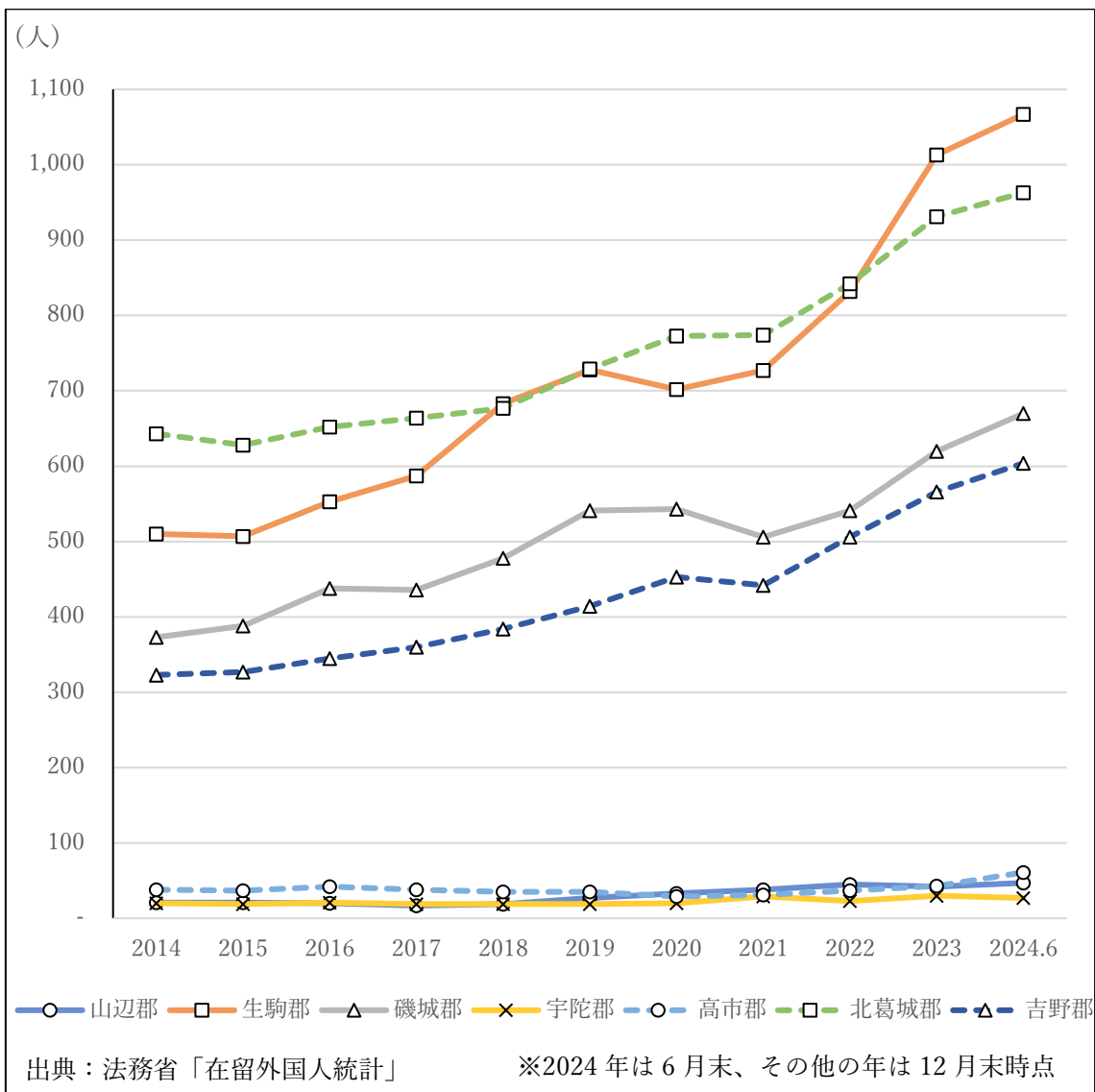


【図Ⅱ-1-(5)-②：奈良県内市別在住外国人数の推移(2014～2024年)】



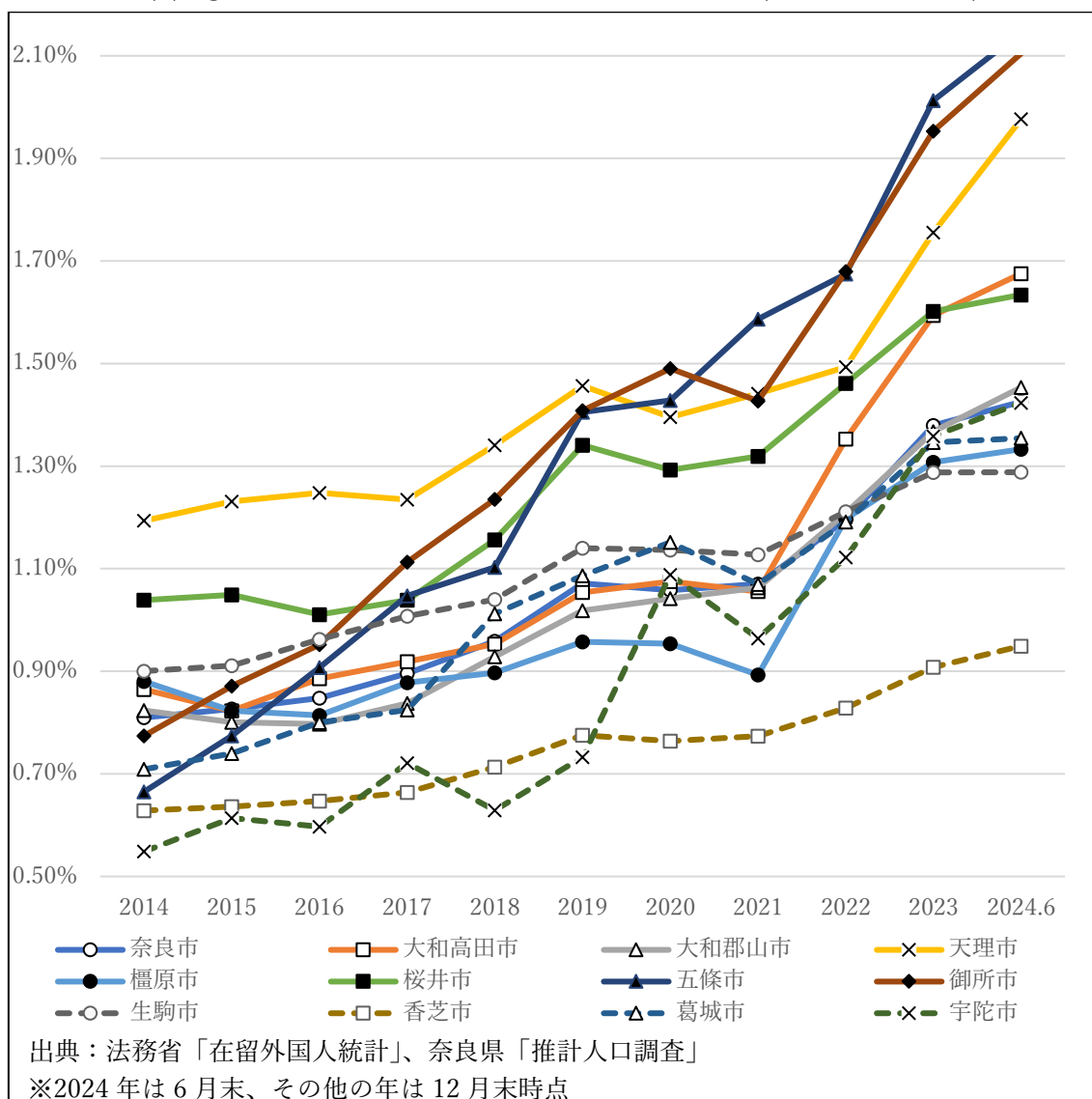
	(人)										
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024.6
奈良市	2,933	2,976	3,038	3,195	3,404	3,793	3,750	3,775	4,197	4,816	4,962
大和高田市	566	533	567	580	595	651	662	645	820	959	1,003
大和郡山市	716	696	689	720	792	862	866	877	989	1,110	1,175
天理市	807	830	834	819	883	950	889	906	923	1,072	1,201
橿原市	1,101	1,021	1,006	1,080	1,098	1,167	1,153	1,071	1,431	1,554	1,578
桜井市	608	599	573	582	641	736	708	715	789	855	866
五條市	212	239	274	310	320	399	396	430	442	520	548
御所市	215	233	251	287	313	350	357	334	386	441	469
生駒市	1,075	1,076	1,137	1,187	1,221	1,332	1,325	1,310	1,401	1,482	1,475
香芝市	488	494	506	521	561	608	596	602	643	703	733
葛城市	259	271	294	304	375	402	425	397	443	502	504
宇陀市	173	190	181	215	183	208	305	264	300	355	367

【図Ⅱ-1-(5)-③：奈良県内郡別在住外国人数の推移(2014～2024年)】



	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024.6
山辺郡	21	21	20	17	19	27	33	38	45	42	47
生駒郡	510	507	553	587	683	728	702	727	832	1,013	1,067
磯城郡	373	388	438	436	478	541	543	506	541	620	670
宇陀郡	20	19	21	19	19	19	20	29	23	30	27
高市郡	38	37	42	38	35	35	29	31	37	43	61
北葛城郡	643	628	652	664	677	729	773	774	842	931	963
吉野郡	323	327	345	360	384	414	453	442	506	566	604

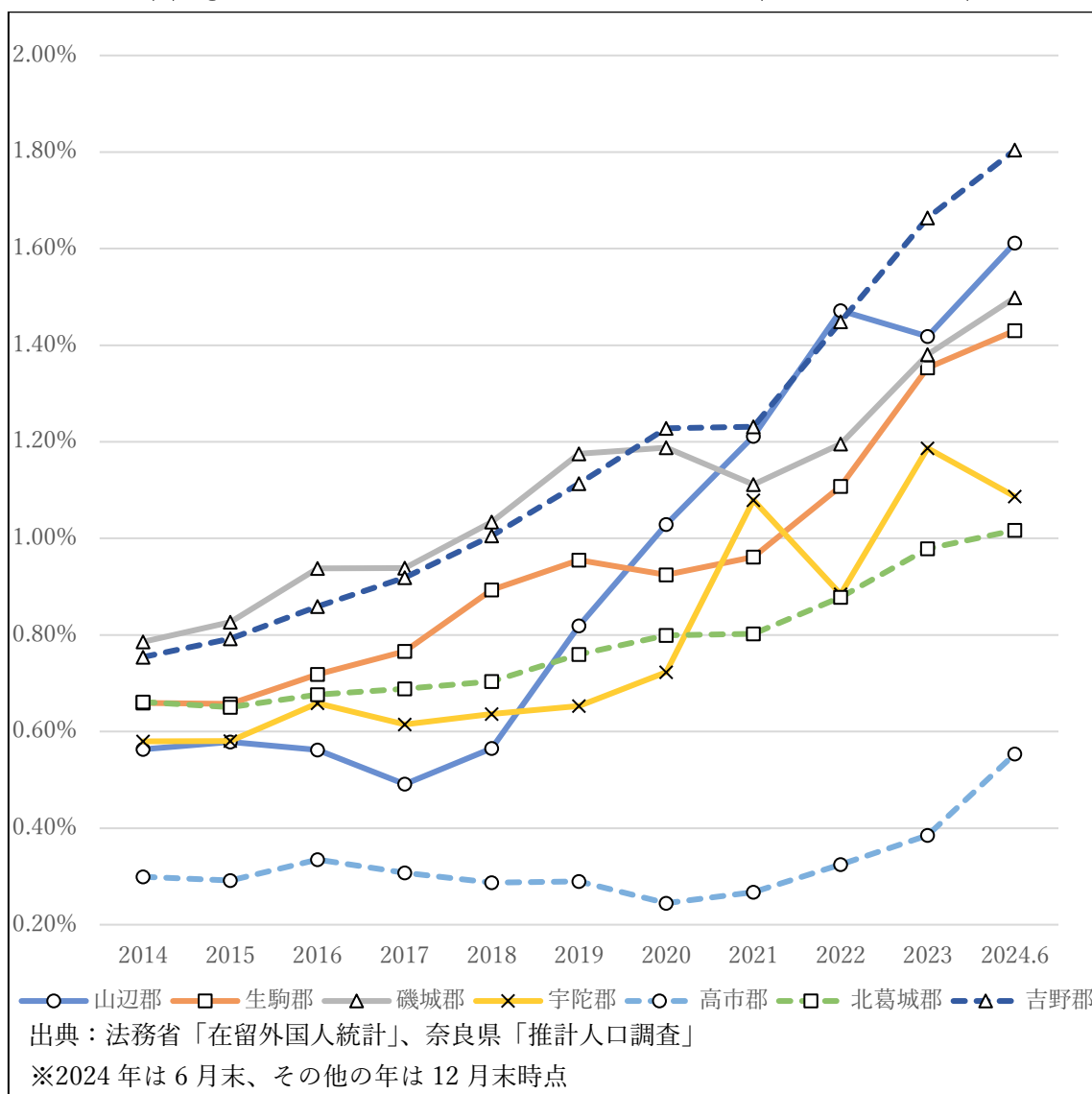
【図Ⅱ-1-(5)-④：奈良県内市別在住外国人割合の推移(2014～2024年)】



(%)

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024.6
奈良市	0.81	0.83	0.85	0.90	0.96	1.07	1.06	1.07	1.20	1.38	1.43
大和高田市	0.86	0.82	0.89	0.92	0.95	1.05	1.08	1.06	1.35	1.59	1.68
大和郡山市	0.82	0.80	0.80	0.84	0.93	1.02	1.04	1.06	1.21	1.37	1.45
天理市	1.19	1.23	1.25	1.23	1.34	1.46	1.40	1.44	1.49	1.76	1.98
橿原市	0.88	0.82	0.81	0.88	0.90	0.96	0.95	0.89	1.20	1.31	1.33
桜井市	1.04	1.05	1.01	1.04	1.16	1.34	1.29	1.32	1.46	1.60	1.63
五條市	0.67	0.77	0.91	1.05	1.10	1.41	1.43	1.59	1.67	2.01	2.15
御所市	0.77	0.87	0.95	1.11	1.24	1.41	1.49	1.43	1.68	1.95	2.10
生駒市	0.90	0.91	0.96	1.01	1.04	1.14	1.14	1.13	1.21	1.29	1.29
香芝市	0.63	0.64	0.65	0.66	0.71	0.78	0.76	0.77	0.83	0.91	0.95
葛城市	0.71	0.74	0.80	0.82	1.01	1.09	1.15	1.07	1.19	1.35	1.35
宇陀市	0.55	0.61	0.60	0.72	0.63	0.73	1.09	0.96	1.12	1.36	1.42

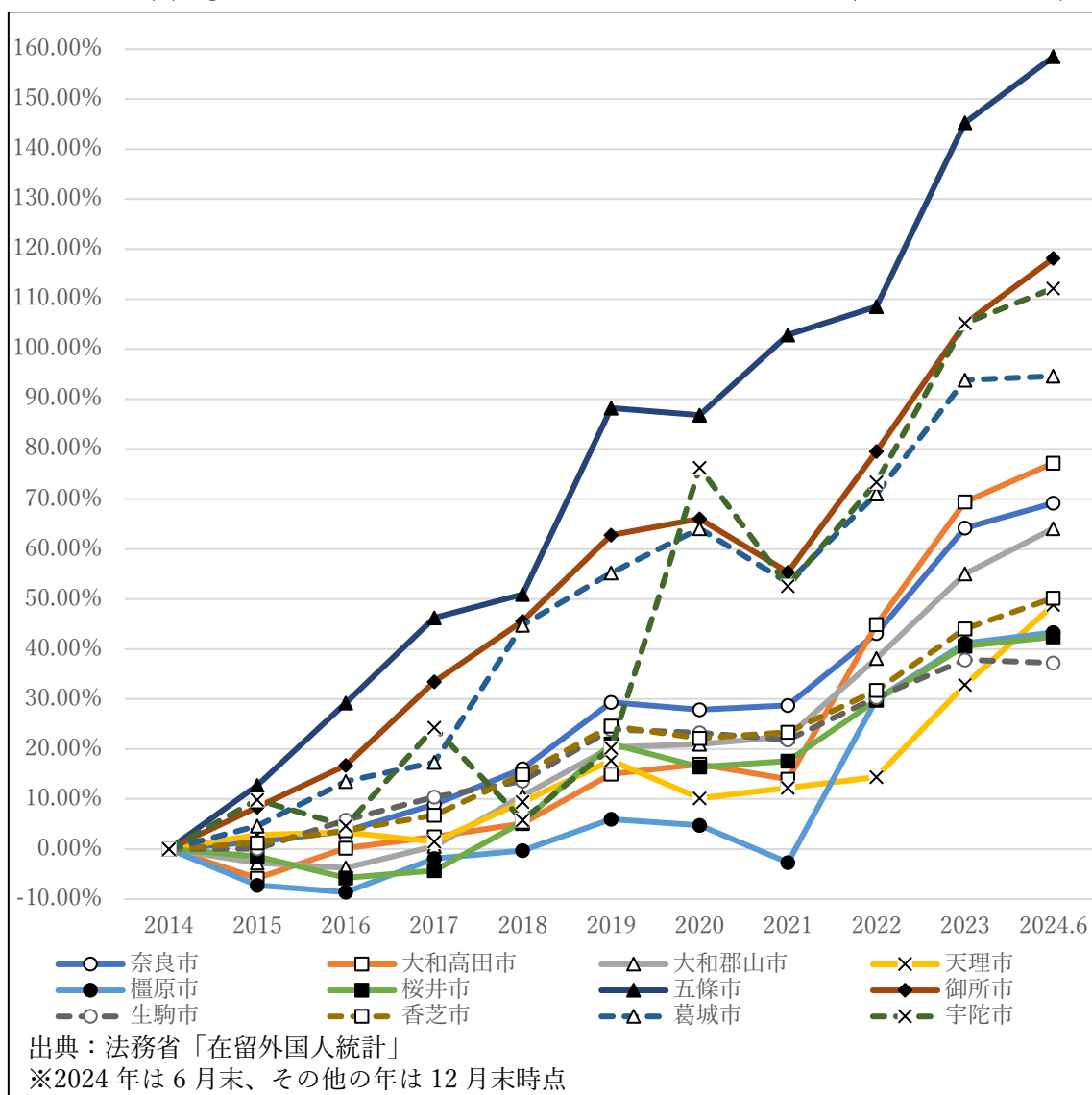
【図Ⅱ-1-(5)-⑤：奈良県内郡別在住外国人割合の推移(2014～2024年)】



(%)

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024.6
山辺郡	0.56	0.58	0.56	0.49	0.56	0.82	1.03	1.21	1.47	1.42	1.61
生駒郡	0.66	0.66	0.72	0.77	0.89	0.95	0.92	0.96	1.11	1.35	1.43
磯城郡	0.79	0.83	0.94	0.94	1.03	1.18	1.19	1.11	1.20	1.38	1.50
宇陀郡	0.58	0.58	0.66	0.61	0.64	0.65	0.72	1.08	0.88	1.19	1.09
高市郡	0.30	0.29	0.33	0.31	0.29	0.29	0.24	0.27	0.32	0.39	0.55
北葛城郡	0.66	0.65	0.68	0.69	0.70	0.76	0.80	0.80	0.88	0.98	1.02
吉野郡	0.75	0.79	0.86	0.92	1.01	1.11	1.23	1.23	1.45	1.66	1.80

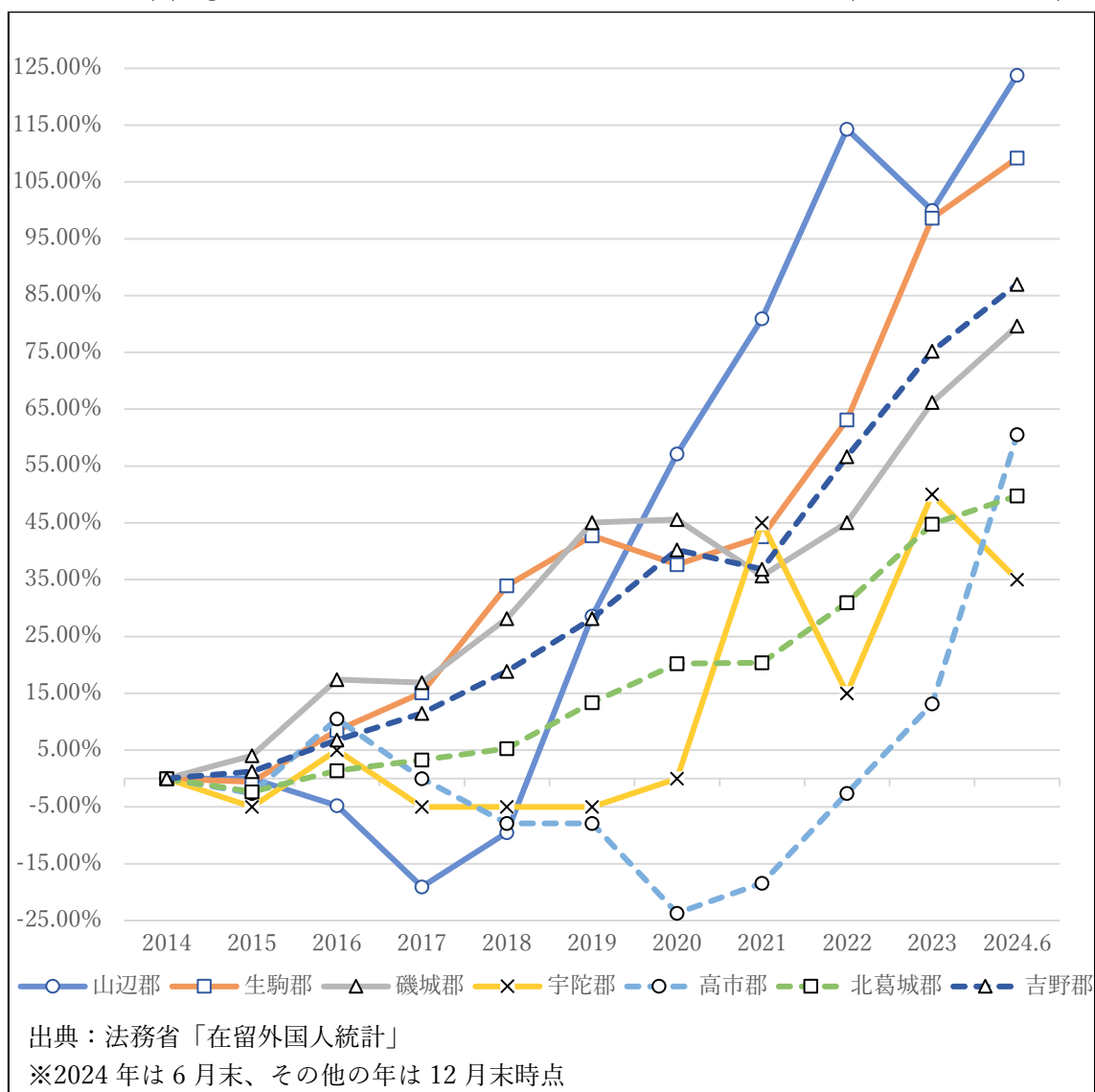
【図Ⅱ-1-(5)-⑥：奈良県内市別在住外国人数の伸び率の推移(2014～2024年)】



(%)

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024.6
奈良市	1.47	3.58	8.93	16.06	29.32	27.86	28.71	43.10	64.20	69.18
大和高田市	-5.83	0.18	2.47	5.12	15.02	16.96	13.96	44.88	69.43	77.21
大和郡山市	-2.79	-3.77	0.56	10.61	20.39	20.95	22.49	38.13	55.03	64.11
天理市	2.85	3.35	1.49	9.42	17.72	10.16	12.27	14.37	32.84	48.82
橿原市	-7.27	-8.63	-1.91	-0.27	5.99	4.72	-2.72	29.97	41.14	43.32
桜井市	-1.48	-5.76	-4.28	5.43	21.05	16.45	17.60	29.77	40.63	42.43
五條市	12.74	29.25	46.23	50.94	88.21	86.79	102.83	108.49	145.28	158.49
御所市	8.37	16.74	33.49	45.58	62.79	66.05	55.35	79.53	105.12	118.14
生駒市	0.09	5.77	10.42	13.58	23.91	23.26	21.86	30.33	37.86	37.21
香芝市	1.23	3.69	6.76	14.96	24.59	22.13	23.36	31.76	44.06	50.20
葛城市	4.63	13.51	17.37	44.79	55.21	64.09	53.28	71.04	93.82	94.59
宇陀市	9.83	4.62	24.28	5.78	20.23	76.30	52.60	73.41	105.20	112.14

【図Ⅱ-1-(5)-⑦：奈良県内郡別在住外国人数の伸び率の推移(2014～2024年)】



(%)

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024.6
山辺郡	0.00	-4.76	-19.05	-9.52	28.57	57.14	80.95	114.29	100.00	123.81
生駒郡	-0.59	8.43	15.10	33.92	42.75	37.65	42.55	63.14	98.63	109.22
磯城郡	4.02	17.43	16.89	28.15	45.04	45.58	35.66	45.04	66.22	79.62
宇陀郡	-5.00	5.00	-5.00	-5.00	-5.00	0.00	45.00	15.00	50.00	35.00
高市郡	-2.63	10.53	0.00	-7.89	-7.89	-23.68	-18.42	-2.63	13.16	60.53
北葛城郡	-2.33	1.40	3.27	5.29	13.37	20.22	20.37	30.95	44.79	49.77
吉野郡	1.24	6.81	11.46	18.89	28.17	40.25	36.84	56.66	75.23	87.00



## (6) 外国人労働者の状況

奈良労働局の「外国人雇用状況」の届出状況によると、2023(令和5)年10月末時点の奈良県の外国人労働者数は、8,447人(前年同期比1,375人増)で過去最高となりました。また、外国人労働者雇用事業所数は、1,628社(前年同期比174社増)となっています。これらを10年前と比較すると、外国人労働者数は3倍超、外国人労働者雇用事業所数は2.5倍超となっています。

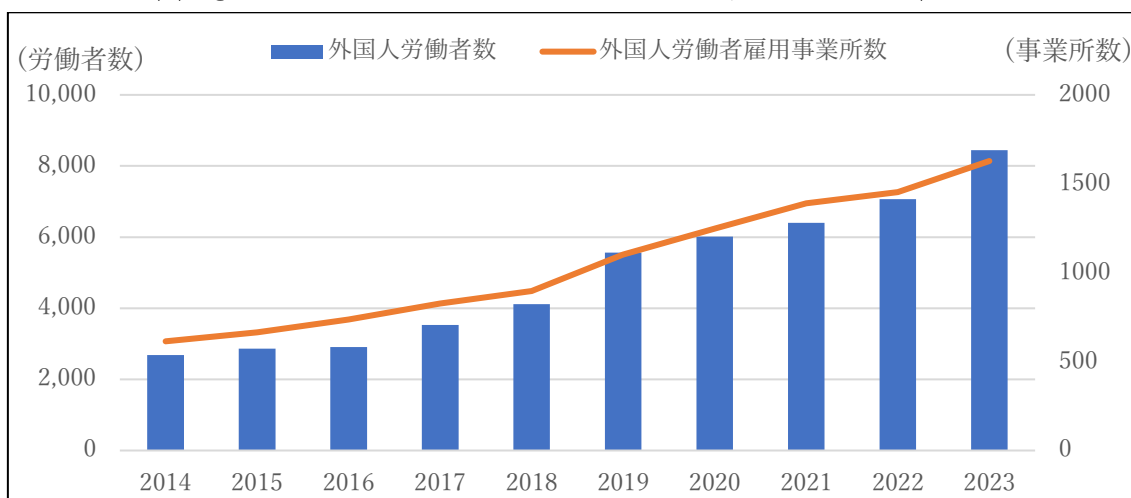
これを国籍別に見ると、ベトナムが最も多く(3,387人,40.1%)、続いて中国(1,166人,13.8%)、ミャンマー(662人,7.8%)、フィリピン(638人,7.6%)、インドネシア(563人,6.7%)の順となっています。また、過去10年間の推移を見ると、ベトナムは18倍超、ネパールは14倍超と大きく増加しているのに対して、中国やブラジル、ペルーは減少しています。

さらに、在留資格別で見ると、技能実習が2,995人(15.5%)で最も多く、次いで専門的・技術的分野(※1)の在留資格(2,560人,10.3%)となっています。また、過去10年間の推移を見ると、最も多い技能実習は、2019(平成31)年4月の特定技能の創設もあり、2.5倍超にとどまっているのに対して、専門的・技術的分野の在留資格は約7倍となっています。また、身分に基づく在留資格(※2)も、約1.4倍と微増傾向にあります。

※1 専門的・技術的分野の在留資格には、「教授」「芸術」「宗教」「報道」「高度専門職」「経営・管理」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術・人文知識・国際業務」「企業内転勤」「介護」「興行」「技能」「特定技能」が含まれます。

※2 身分に基づく在留資格には、「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」が含まれます。

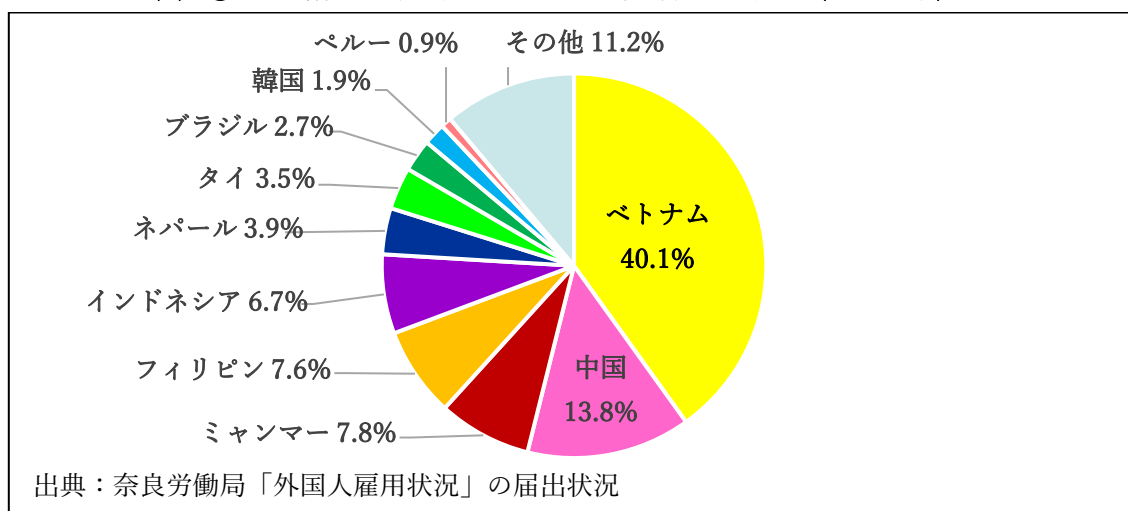
【図Ⅱ-1-(6)-①：奈良県内外国人労働者数・雇用事業所数の推移(2014～2023年)】



出典：奈良労働局「外国人雇用状況」の届出状況

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
外国人労働者数(人)	2,681	2,862	2,910	3,533	4,116	5,563	6,011	6,403	7,072	8,447
外国人労働者雇用事業所数(所)	614	665	737	827	897	1,102	1,248	1,390	1,454	1,628

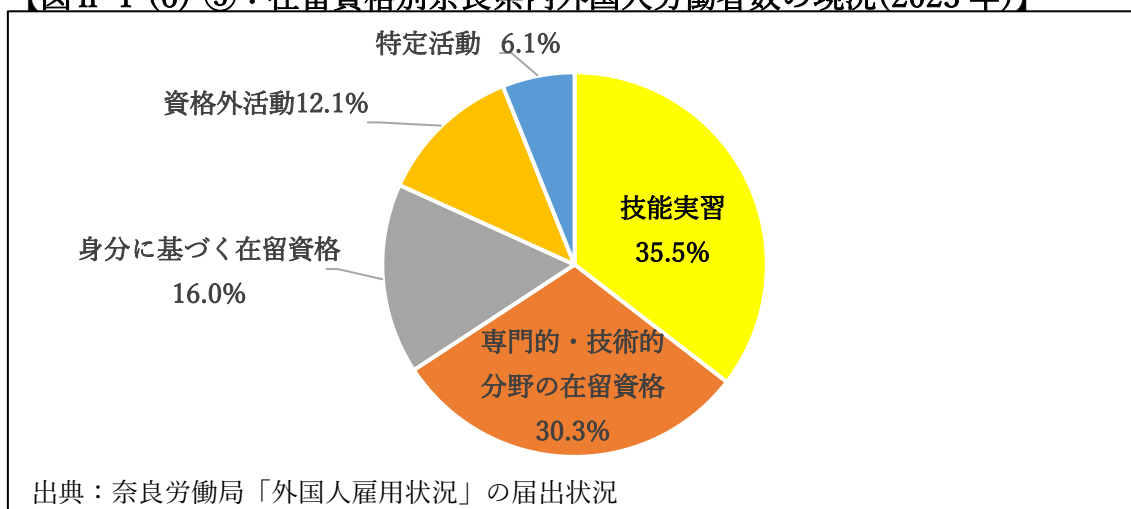
【図Ⅱ-1-(6)-②：国籍別奈良県内外国人労働者数の現況(2023年)】



出典：奈良労働局「外国人雇用状況」の届出状況

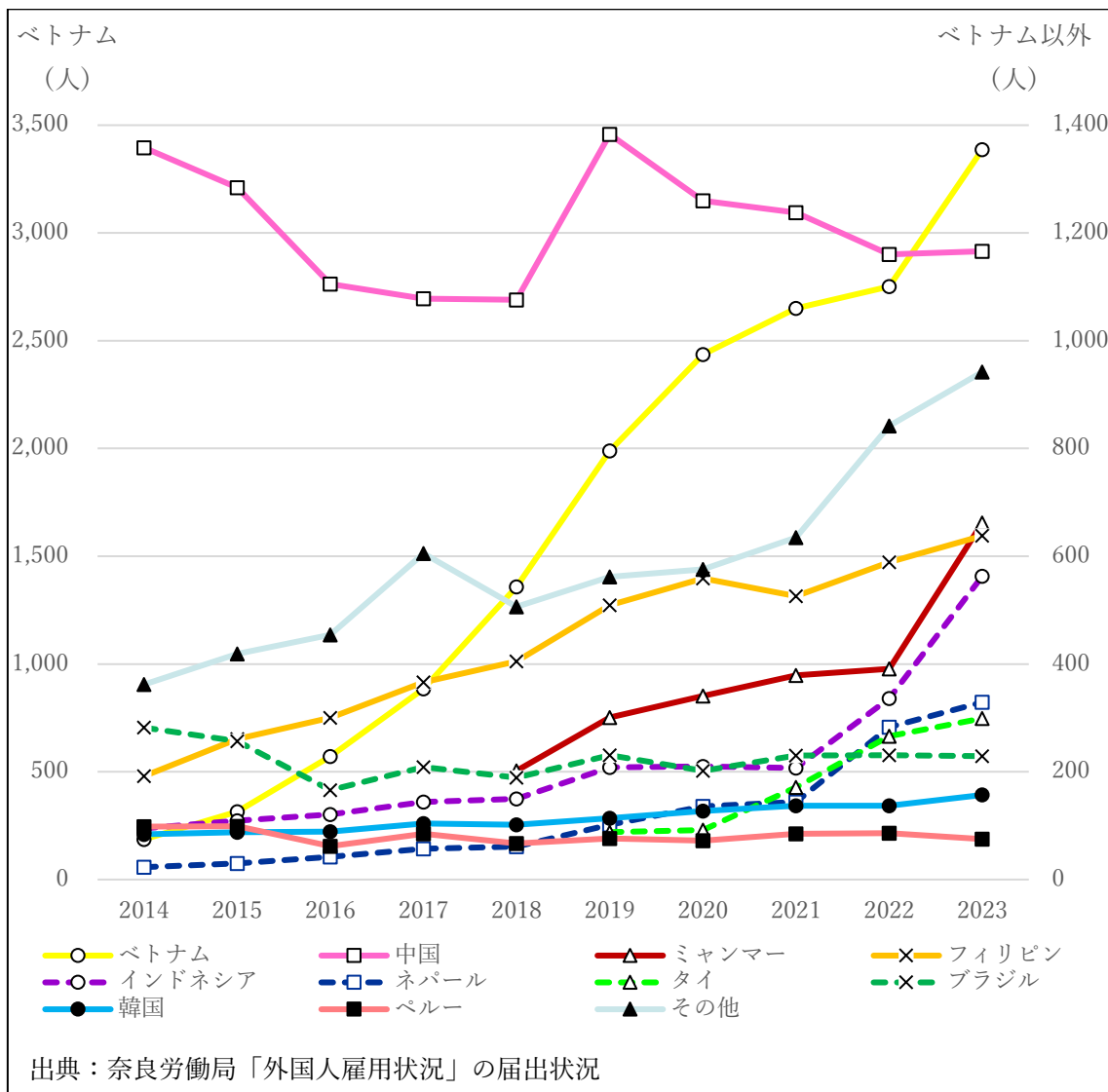
国籍	人数(人)	割合	国籍	人数(人)	割合
ベトナム	3,387	40.1%	タイ	299	3.5%
中国	1,166	13.8%	ブラジル	229	2.7%
ミャンマー	662	7.8%	韓国	157	1.9%
フィリピン	638	7.6%	ペルー	75	0.9%
インドネシア	563	6.7%	その他	942	11.2%
ネパール	329	3.9%			

【図Ⅱ-1-(6)-③：在留資格別奈良県内外国人労働者数の現況(2023年)】



在留資格	人数(人)	割合	在留資格	人数(人)	割合
技能実習	2,995	35.5%	資格外活動	1,024	12.1%
専門的・技術的分野の在留資格	2,560	30.3%	特定活動	514	6.1%
身分に基づく在留資格	1,354	16.0%			

【図Ⅱ-1-(6)-④：国籍別奈良県内外国人労働者数の推移(2014～2023年)】

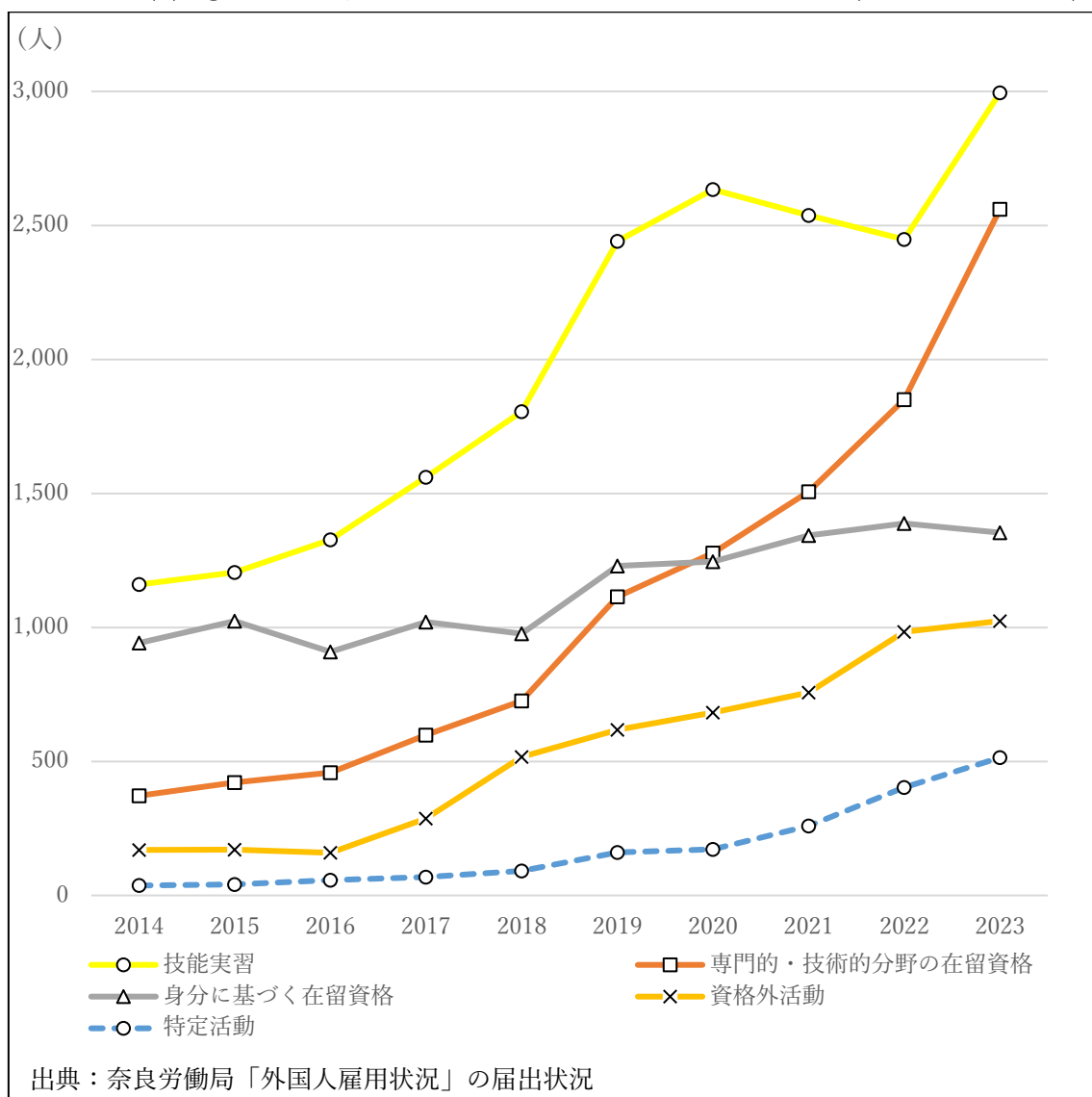


(人)

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
ベトナム	187	315	571	885	1,358	1,989	2,436	2,651	2,751	3,387
中国	1,358	1,284	1,105	1,078	1,076	1,383	1,260	1,238	1,160	1,166
ミャンマー	—	—	—	—	202	301	341	379	391	662
フィリピン	192	261	300	366	405	509	559	526	589	638
インドネシア	95	109	121	144	150	208	210	207	336	563
ネパール	23	30	42	57	61	102	136	144	283	329
タイ	—	—	—	—	—	88	92	171	266	299
ブラジル	282	257	166	209	189	231	202	230	231	229
韓国	84	88	89	104	102	114	127	137	137	157
ペルー	98	99	62	85	67	76	72	85	86	75
その他	362	419	454	605	506	562	576	635	842	942

(—は統計上数値が不明)

【図Ⅱ-1-(6)-⑤：在留資格別奈良県内外国人労働者数の推移(2014～2023年)】

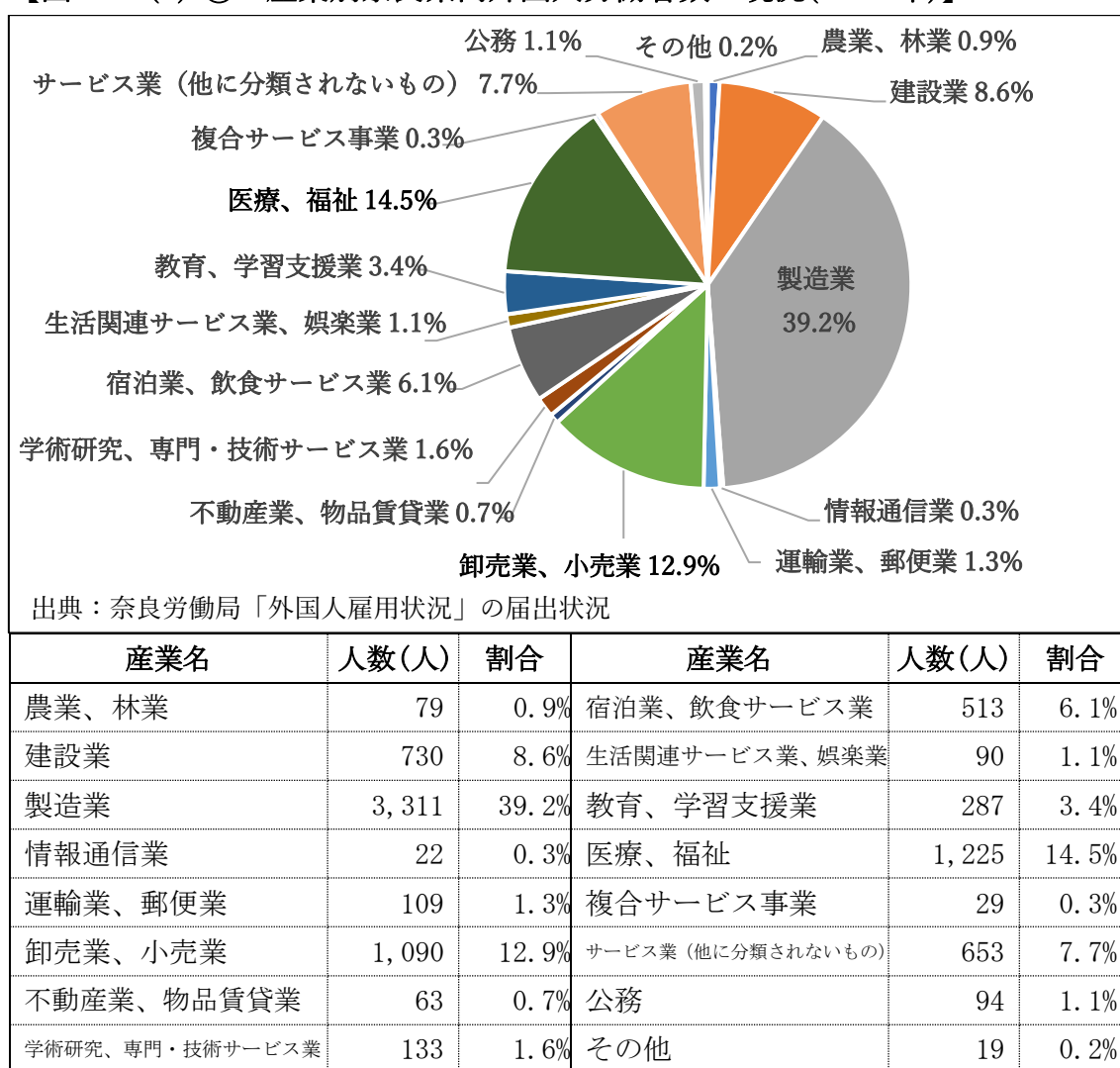


(人)

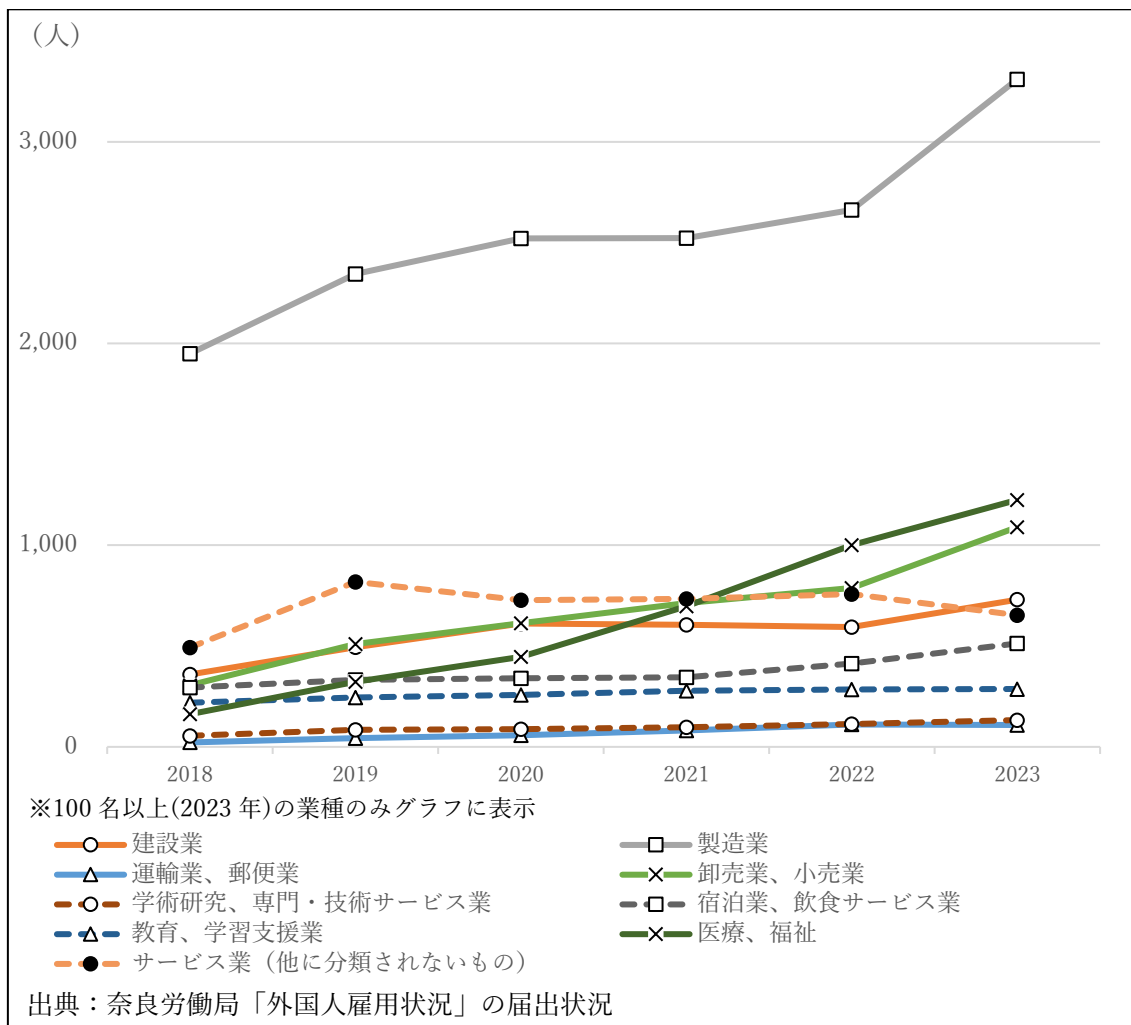
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
技能実習	1,160	1,205	1,327	1,560	1,805	2,441	2,634	2,537	2,448	2,995
専門的・技術的分野の在留資格	372	421	458	598	726	1,115	1,278	1,507	1,850	2,560
身分に基づく在留資格	942	1,024	909	1,020	977	1,229	1,245	1,343	1,388	1,354
資格外活動	170	171	159	287	517	618	682	757	983	1,024
特定活動	37	41	57	68	91	160	172	259	403	514

奈良県の外国人労働者を産業別に見ると、「製造業」が3,311人で全体の約4割(39.2%)を占め、最も多く、次いで「医療、福祉」(1,225人,14.5%)、「卸売業、小売業」(1,090人,12.9%)、「建設業」(730人,8.6%)、「サービス業(他に分類されないもの)」(653人,7.7%)となっています。過去5年間の推移を見ると、全体で1.5倍超となっているのに対して、「医療、福祉」が約3.8倍、「運輸業、郵便業」が約2.5倍、「卸売業、小売業」が約2.1倍と伸びが目立っています。なお、最大の「製造業」の労働者数は約1.4倍となっています。

【図Ⅱ-1-(6)-⑥：産業別奈良県内外国人労働者数の現況(2023年)】



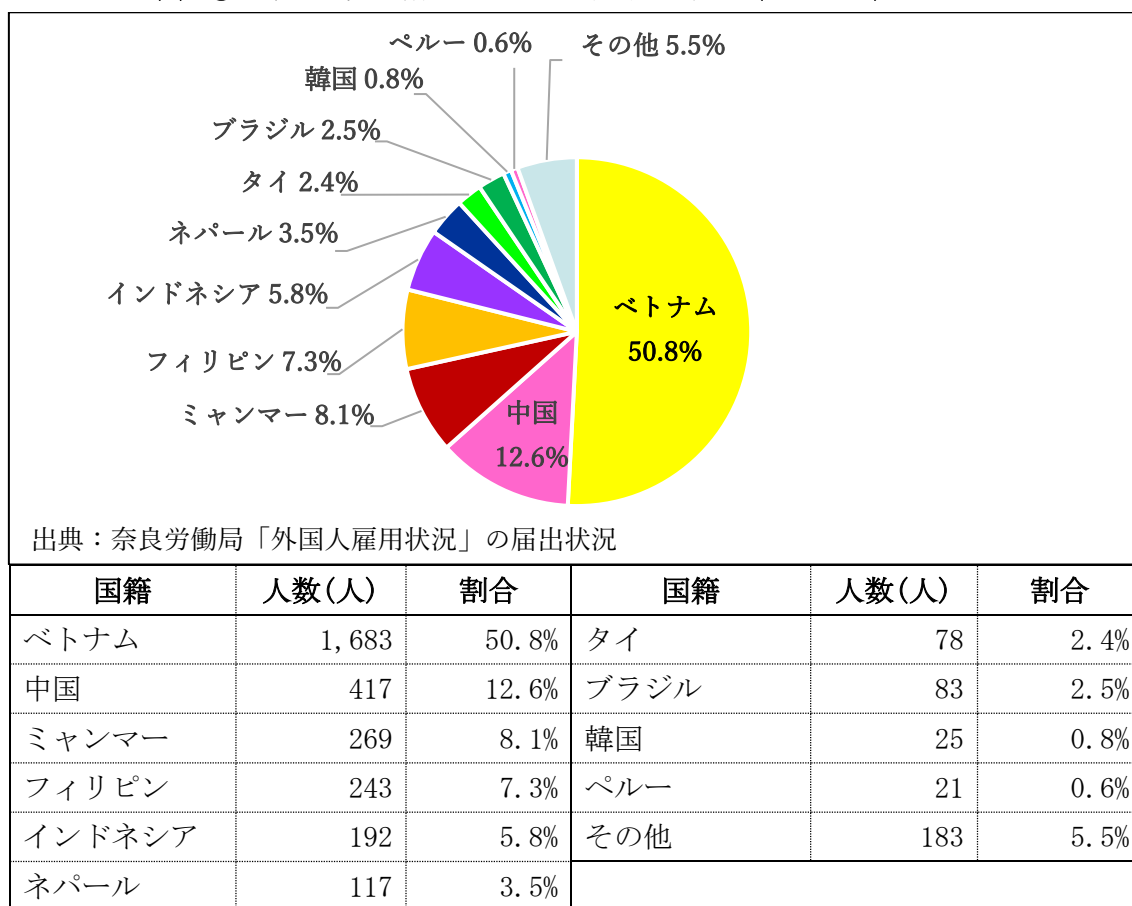
【図Ⅱ-1-(6)-⑦：産業別奈良県内外国人労働者数の推移(2019年～2023年)】



	2018	2019	2020	2021	2022	2023
農業、林業	47	59	57	59	64	79
建設業	359	495	612	605	595	730
製造業	1,950	2,345	2,522	2,523	2,663	3,311
情報通信業	3	7	9	19	19	22
運輸業、郵便業	22	43	57	81	111	109
卸売業、小売業	306	510	613	714	788	1,090
不動産業、物品賃貸業	49	71	58	45	39	63
学術研究、専門・技術サービス業	55	85	88	98	114	133
宿泊業、飲食サービス業	294	332	340	345	413	513
生活関連サービス業、娯楽業	51	95	100	88	85	90
教育、学習支援業	219	245	257	279	284	287
医療、福祉	162	323	446	698	1,000	1,225
複合サービス事業	14	26	32	28	31	29
サービス業(他に分類されないもの)	493	818	728	734	757	653
公務	90	98	81	72	94	94
その他	2	11	11	15	15	19

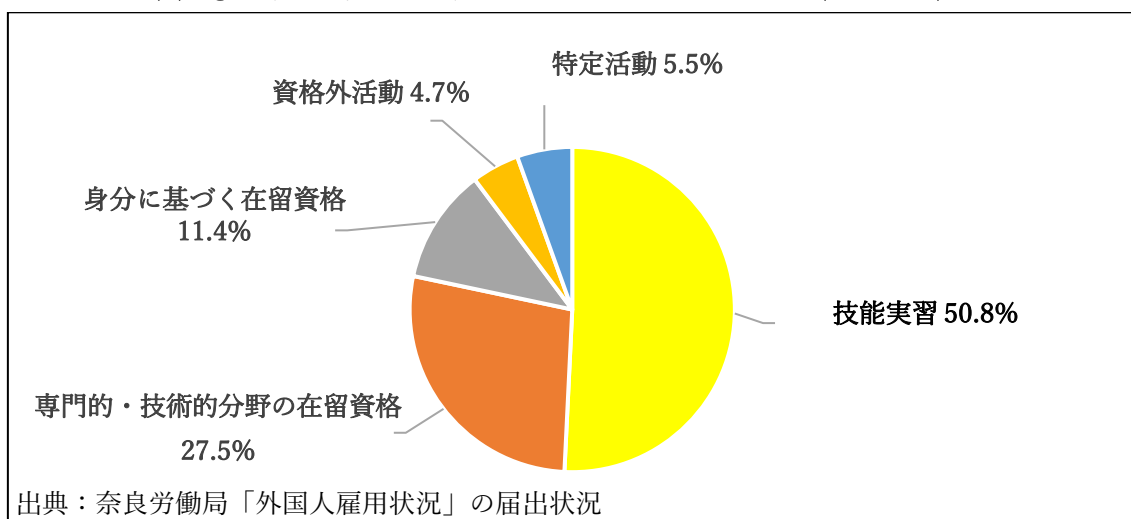
また、産業別に国籍や在留資格を見ると、最も多い「製造業」は、国籍別でベトナムが1,683人と約半分(50.8%)を占め、続いて中国(417人,12.6%)、ミャンマー(269人,8.1%)、フィリピン(243人,7.3%)、インドネシア(192人,5.8%)の順となっており、在留資格別では技能実習が1,681人と50.8%を占め、専門的・技術的分野の在留資格(912人,27.5%)が続きます。2位の「医療、福祉」は、国籍別でベトナム(321人,26.0%)、フィリピン(190人,15.4%)、タイ(176人,14.3%)、ミャンマー(175人,14.2%)、インドネシア(121人,9.8%)の順に、在留資格別では専門的・技術的分野の在留資格(389人,31.8%)、技能実習(270人,22.0%)の順となっています。

【図Ⅱ-1-(6)-⑧：製造業国籍別外国人労働者の状況(2023年)】



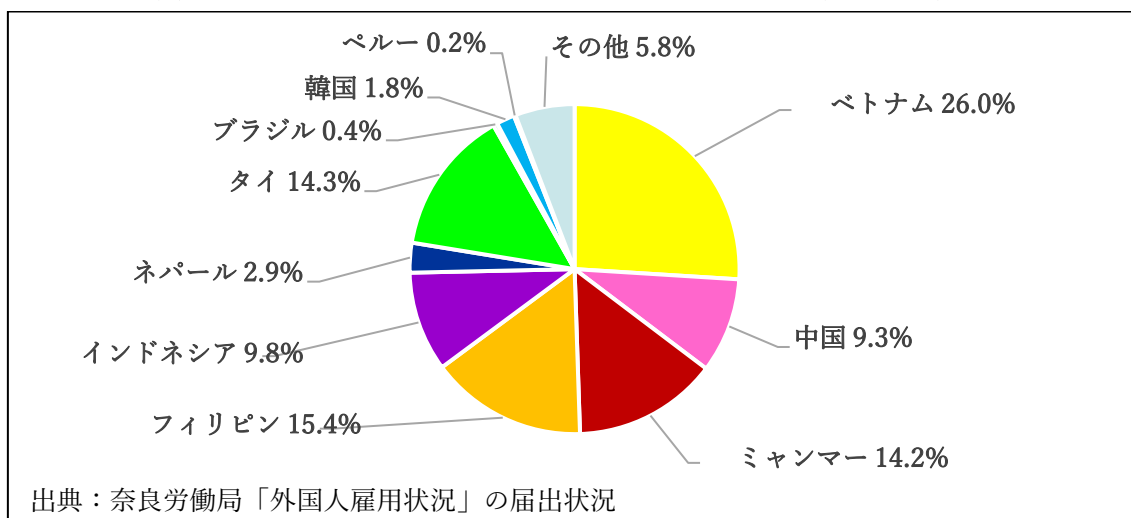


【図Ⅱ-1-(6)-⑨：製造業在留資格別外国人労働者の状況(2023年)】



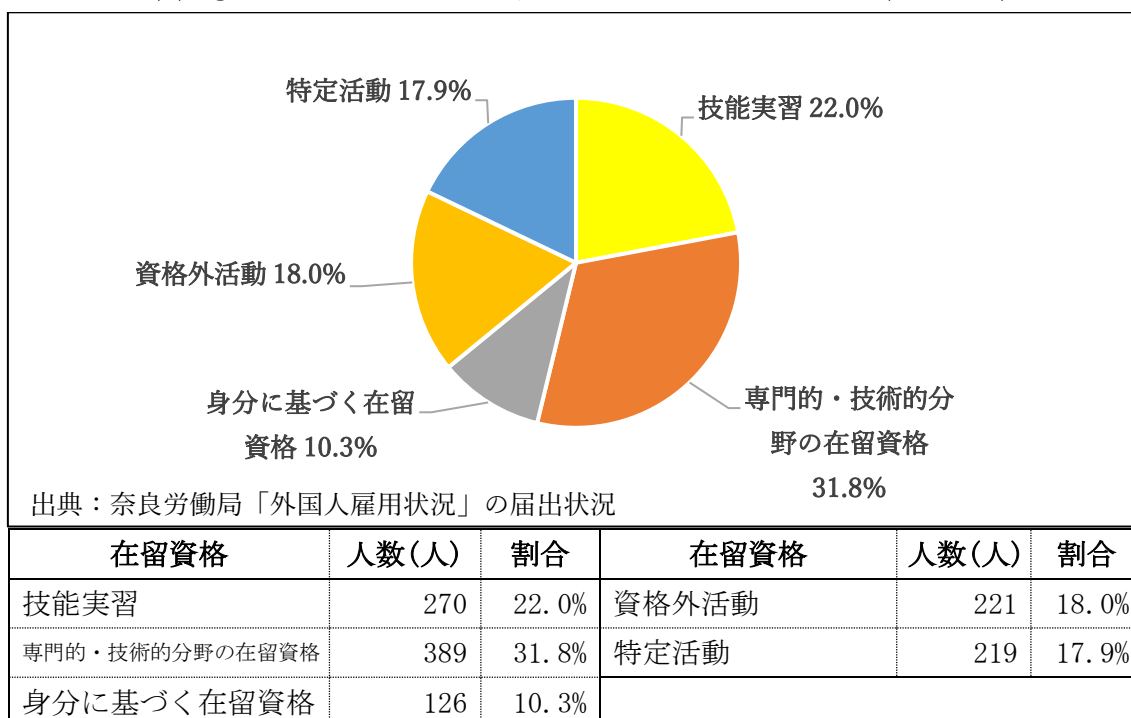
在留資格	人数(人)	割合	在留資格	人数(人)	割合
技能実習	1,681	50.8%	資格外活動	157	4.7%
専門的・技術的分野の在留資格	912	27.5%	特定活動	182	5.5%
身分に基づく在留資格	379	11.4%			

【図Ⅱ-1-(6)-⑩：医療、福祉国籍別外国人労働者の状況(2023年)】



国籍	人数(人)	割合	国籍	人数(人)	割合
ベトナム	321	26.0%	タイ	176	14.3%
中国	115	9.3%	ブラジル	5	0.4%
ミャンマー	175	14.2%	韓国	22	1.8%
フィリピン	190	15.4%	ペルー	2	0.2%
インドネシア	121	9.8%	その他	72	5.8%
ネパール	36	2.9%			

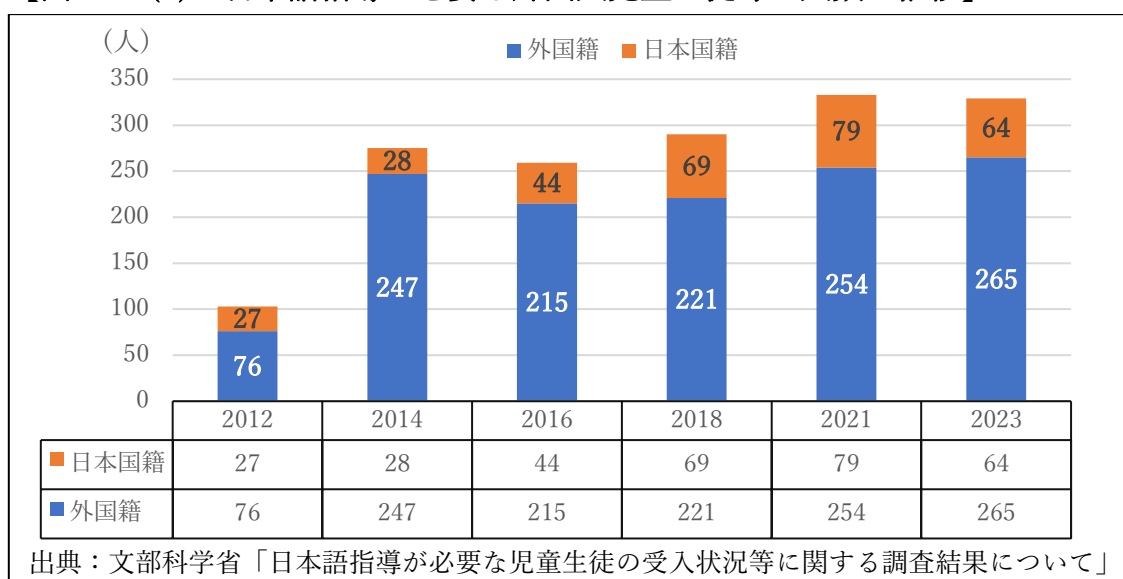
【図Ⅱ-1-(6)-⑪：医療、福祉在留資格別外国人労働者の状況(2023年)】



### (7) 外国人児童生徒等の状況

文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について」によると、奈良県における日本語指導が必要な外国人児童生徒等(外国籍及び日本国籍)の人数は、2012(平成24)年から2023(令和5)年の間で3倍以上になるなど、増加傾向にあります。

【図Ⅱ-1-(7)：日本語指導が必要な外国人児童生徒等の人数の推移】



また、文部科学省の「外国人の子どもの就学等状況調査」によると、奈良県内の不就学の可能性がある外国人の子どもの数（不就学の子ども及び就学状況が把握できない子どもの合計）は、2021(令和3)年及び2022(令和4)年は5人でしたが、最新の2023(令和5)年では11人まで増加しています。

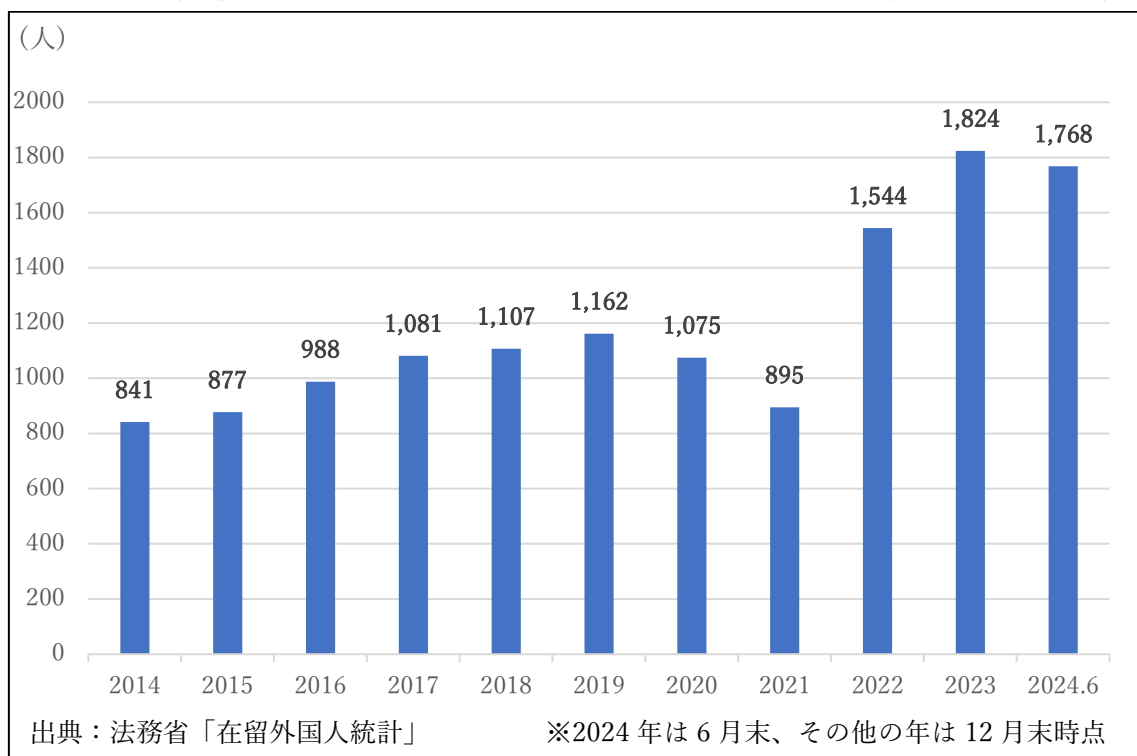
なお、就学している子どもの数も、過去3年間、434人から490人へと着実に増加しています。

## （8）留学生

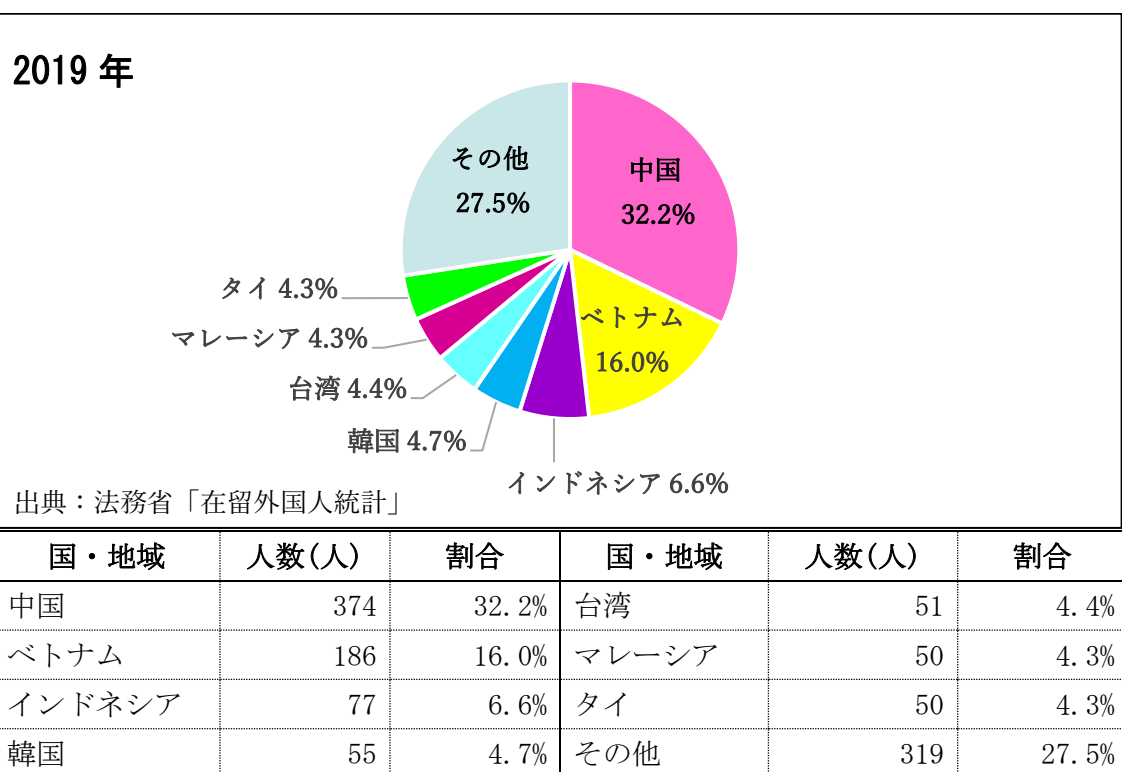
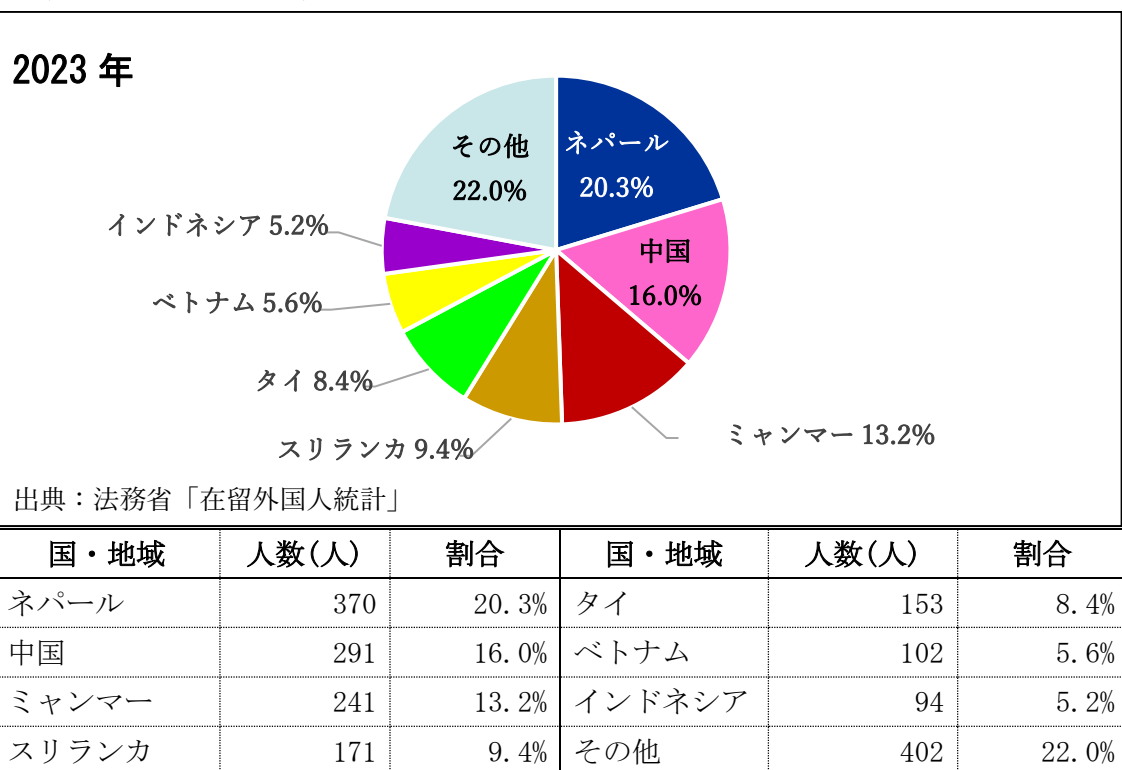
奈良県内の在留資格が留学の外国人の数は、コロナ禍の期間一時的に減少したものの、増加傾向にあり、2023(令和5年)は1,824人と10年前に比べ、2倍以上となっています。[2024(令和6年)6月末は1,768人]

出身国・地域別に見ると、最も多いのがネパールの370人で全体の2割を占め、続いて中国(291人)、ミャンマー(241人)、スリランカ(171人)、タイ(153人)の順となっています。なお、5年前の2019(令和元)年は、中国が374人と総数1,162人の3割以上を占め、次いでベトナム(186人)、インドネシア(77人)、韓国(55人)、台湾(51人)の順となっており、ネパール、ミャンマー、スリランカが急激に増加するなど、大きく変化していることがわかります。

【図Ⅱ-1-(8)-①：奈良県内在留資格が留学の外国人数の推移(2014～2024年)】

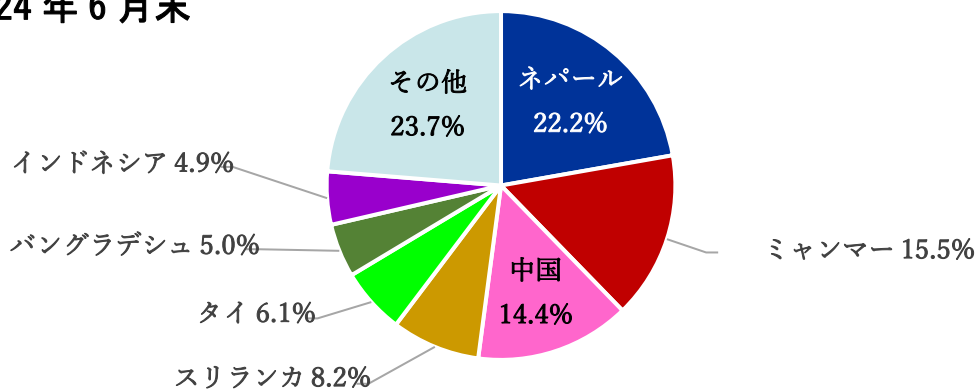


【図Ⅱ-1-(8)-②：奈良県内在留資格が留学の外国人数の出身国・地域別の状況  
(2019年、2023年)】



[参考]

2024年6月末



出典：法務省「在留外国人統計」

国・地域	人数(人)	割合	国・地域	人数(人)	割合
ネパール	393	22.2%	タイ	108	6.1%
ミャンマー	274	15.5%	バングラデシュ	88	5.0%
中国	254	14.4%	インドネシア	87	4.9%
スリランカ	145	8.2%	その他	419	23.7%

## 2. 令和6年度奈良県内在住外国人住民アンケート調査

県内在住の外国人住民が抱えている問題や意見等を把握し、その分析結果を県での多文化共生推進に向けた施策に反映させるため、アンケート調査を実施しました。

### (1) 調査概要

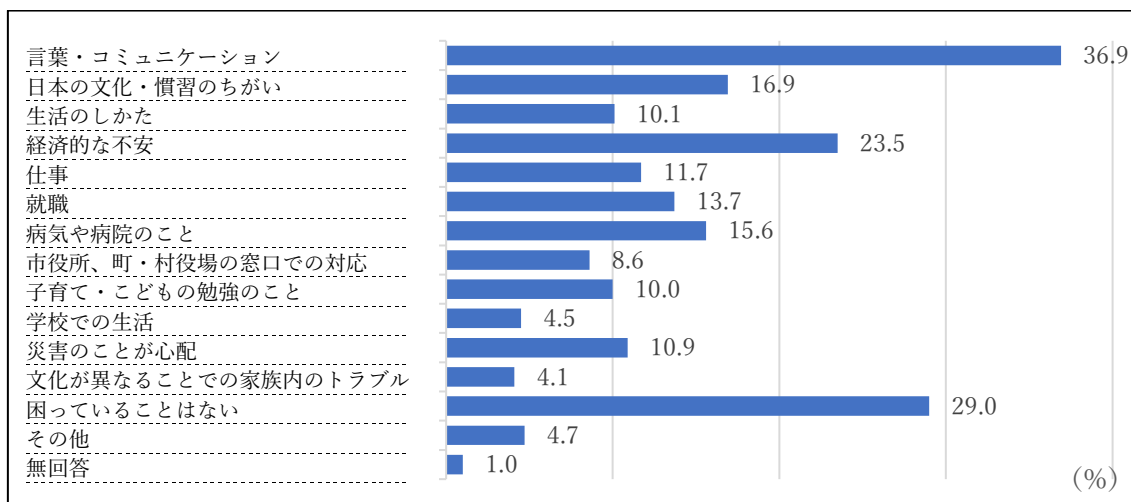
実施主体	奈良県知事公室国際課
調査期間	2024(令和6)年6月27日～7月15日
調査対象	満18歳以上の奈良県内在住外国人
調査標本数	5,000人(18歳以上(令和6年4月1日時点)の奈良県内在住外国人住民を住民基本台帳より無作為抽出)
調査方法	URL等を記載した依頼文を郵送、オンライン回答
調査票言語	12言語(やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、ミャンマー語、インドネシア語、ネパール語、タイ語、ポルトガル語)
回答数(率)	1,537件(30.7%)



(2) 主な調査結果 詳しくは→ <https://www.pref.nara.jp/67833.htm>

#### 【1】あなたが奈良県に住んでいて、困っていることはありますか。(複数回答)

奈良県に住んでいて困っていることとしては、「言葉・コミュニケーション」が36.9%で最も多く、次いで「経済的な不安」(23.5%)、「日本の文化・慣習のちがひ」(16.9%)となっている一方、「困っていることはない」も29.0%となっています。

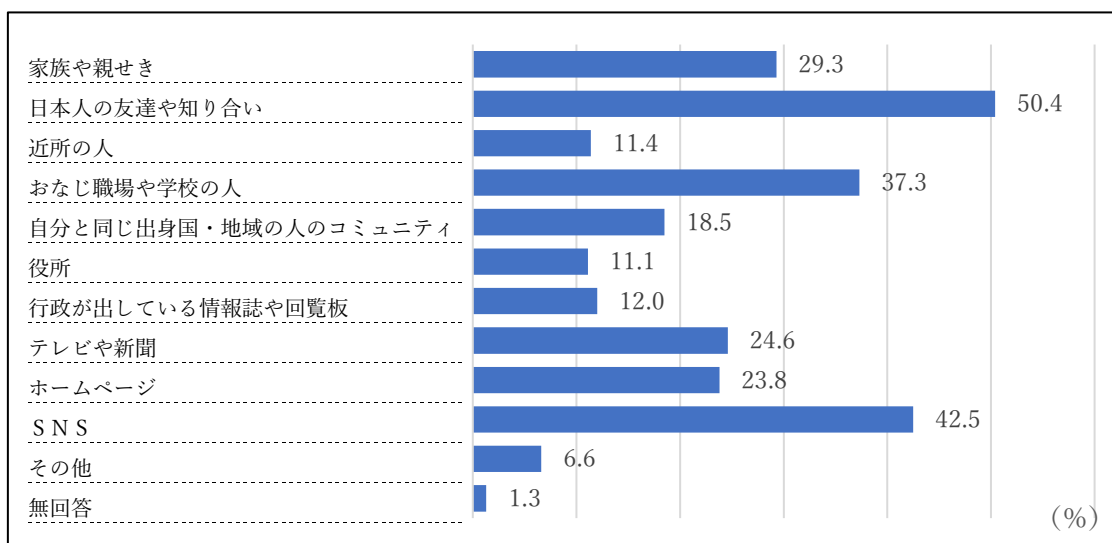


**【2】あなたは生活の中で困ったことがあったときに、誰に相談しますか。(複数回答)**

困ったことがあったときの相談相手としては、「家族や親せき」が44.7%で最も多く、次いで「日本にいる母国の友達や知り合い」(40.1%)、「日本人の友達や知り合い」(35.7%)、「母国の友達や知り合い」(24.1%)の順となっています。

**【3】日本での生活に関わる情報はどうやって手に入れますか。(複数回答) [特別永住者を除く]**

日本での生活に関わる情報の入手方法として、「日本人の友達や知り合い」が50.4%で最も多く、次いで「SNS」(42.5%)、「おなじ職場や学校の人」(37.3%)の順となる一方、「行政が出している情報誌や回覧板」は12.0%、「役所」は11.1%にとどまりました。



**【4】あなたが普段使っているSNSは何ですか。(複数回答) [特別永住者を除く]**

普段使っているSNSは、「Facebook」が66.9%で最も多く、次に「LINE」(62.0%)、「YouTube」(57.4%)の順となる一方、「X」(10.8%)、「Weibo」(2.5%)は利用率が低い結果となりました。

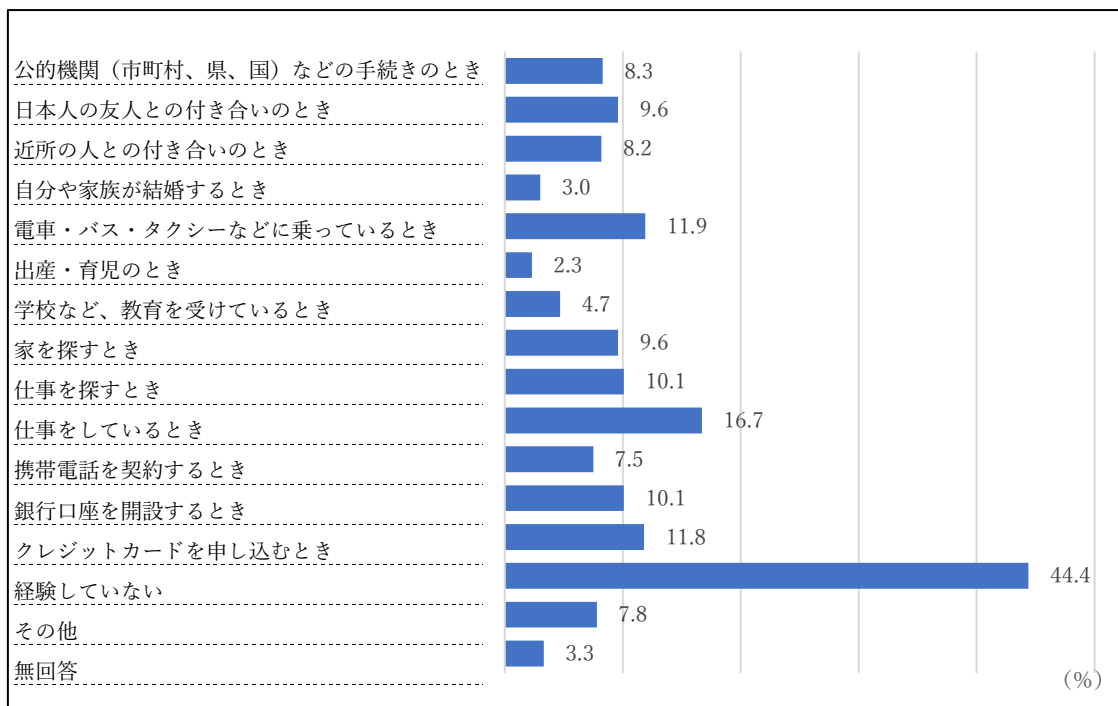
出身国・地域別にみると、インドネシア、ブラジルでは「Whats App」が、中国では「We Chat」の利用割合が特に高い傾向となりました。

**【5】あなたはこれまで日本で家を探したときにどのようなことに困りましたか。(複数回答)**

家探し時の困りごととしては、「家探しをしたことがない」(26.3%)、「困ったことはない」(25.4%)を除くと、「家賃や契約に必要なお金が高かった」(19.1%)、「保証人が見つからなかった」(16.4%)、「出身国・地域を理由に断られた」(12.3%)、「契約書類や説明が日本語のため、契約内容がわからなかった」(10.0%)の順となりました。

**【6】あなたは次のような生活の場面で差別的な扱いを受けた経験がありますか。(複数回答)**

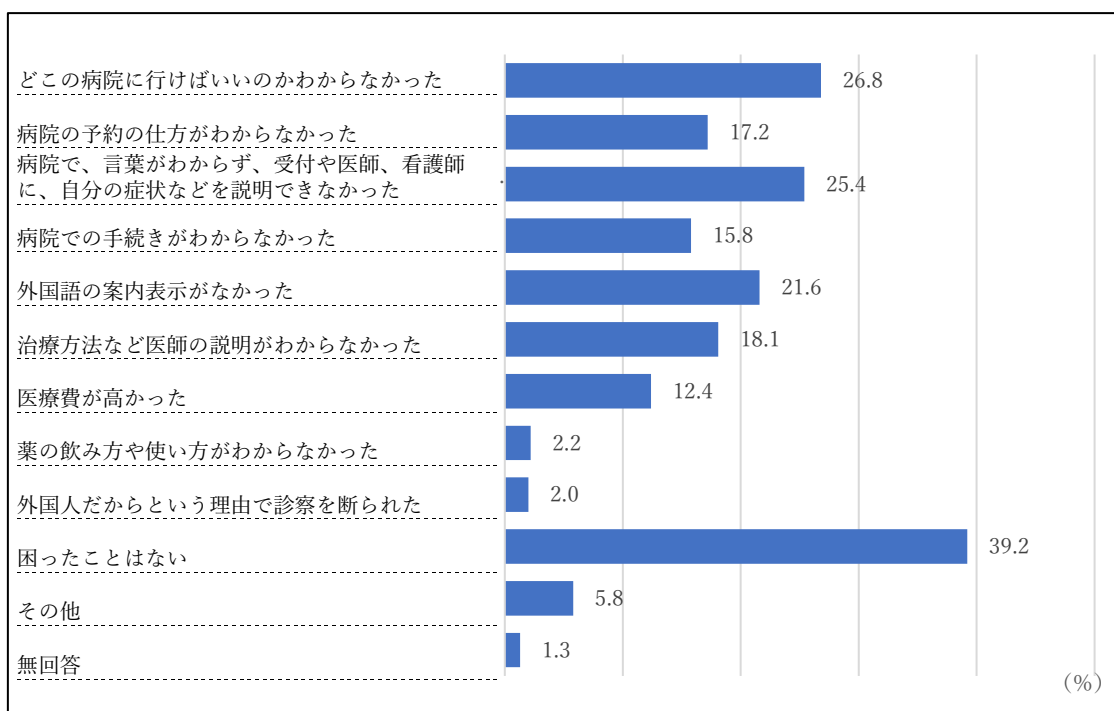
差別的な扱いを受けた経験については、「経験していない」(44.4%)を除くと、「仕事をしているとき」(16.7%)、「電車・バス・タクシーなどに乗っているとき」(11.9%)、「クレジットカードを申し込むとき」(11.8%)、「仕事を探すとき」(10.1%)、「銀行口座を開設するとき」(10.1%)の順となりました。





**【7】あなたが過去に病院に行ったときにどのようなことに困りましたか。(複数回答) [病院に行ったことがない人を除く]**

通院時の困りごととしては、「困ったことはない」が39.2%で最も多かったものの、「どこの病院に行けばいいのかわからなかった」(26.8%)、「言葉がわからず自分の症状などを説明できなかった」(25.4%)、「外国語の案内表示がなかった」(21.6%) という回答もそれぞれ2割以上ありました。



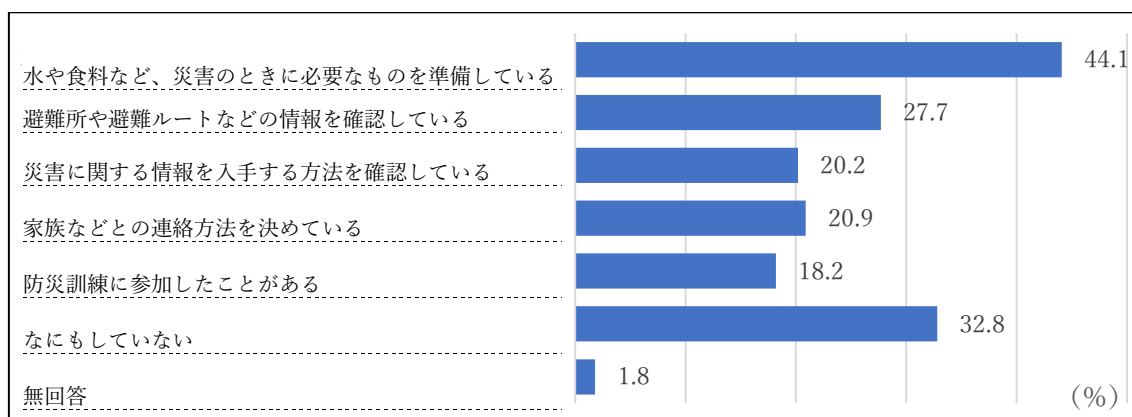
**【8】あなたが日本で暮らしてから、過去に災害(地震や台風、大雨など)で困ったことは何ですか。(複数回答)**

災害時の困りごととしては、「災害を経験していない」(44.2%)、「災害を経験したが困らなかった」(18.8%)を除くと、「逃げる場所がわからなかった」(12.1%)、「警報・注意報などの避難に関する情報が、多言語で発信されていないため、わからなかった」(11.4%)、「避難所がどのような場所かわからなかった」(9.7%)、「信頼できる情報をどこから手に入ればよいかわからなかった」(9.5%)の順となりました。

**【9】あなたは災害が起こったときのために、どのようなことを準備していますか。（複数回答）**

災害への準備としては、「なにもしていない」の回答の方が約3割(32,8%)いる一方、「水や食料など、災害の時に必要なものを準備している」(44.1%)、「避難所や避難ルートなどの情報を確認している」(27.7%)、「家族などとの連絡方法を決めている」(20.9%)など、一定数以上の方が何らかの備えをされている結果となりました。

出身国・地域別にみると、インドネシア、タイ、米国は全体より高くなっている項目が多いのに対して、ネパールでは「なにもしていない」が68.0%と高く、ベトナムでも「なにもしていない」が44.3%と全体より高くなっています。



**【10】あなたは日本語がどのくらいできますか。[特別永住者を除く]**

日本語について、「ほとんど話せない(4.8%)」「ほとんど読めない(12.4%)」「ほとんど書けない(11.0%)」など、1割程度の在住外国人の方々が、日本語を使えない状況にあるという結果になりました。

**【11】日本語を学んでいない理由として、具体的に、どのような問題がありますか。（複数回答）[特別永住者以外で日本語を学んでいない者が回答]**

具体的な理由としては、「仕事のため、時間的余裕がない」(64.7%)、「日本語教室の情報がない」(33.2%)、「学ぶのに必要な金銭的な余裕がない」(31.5%)の順となりました。

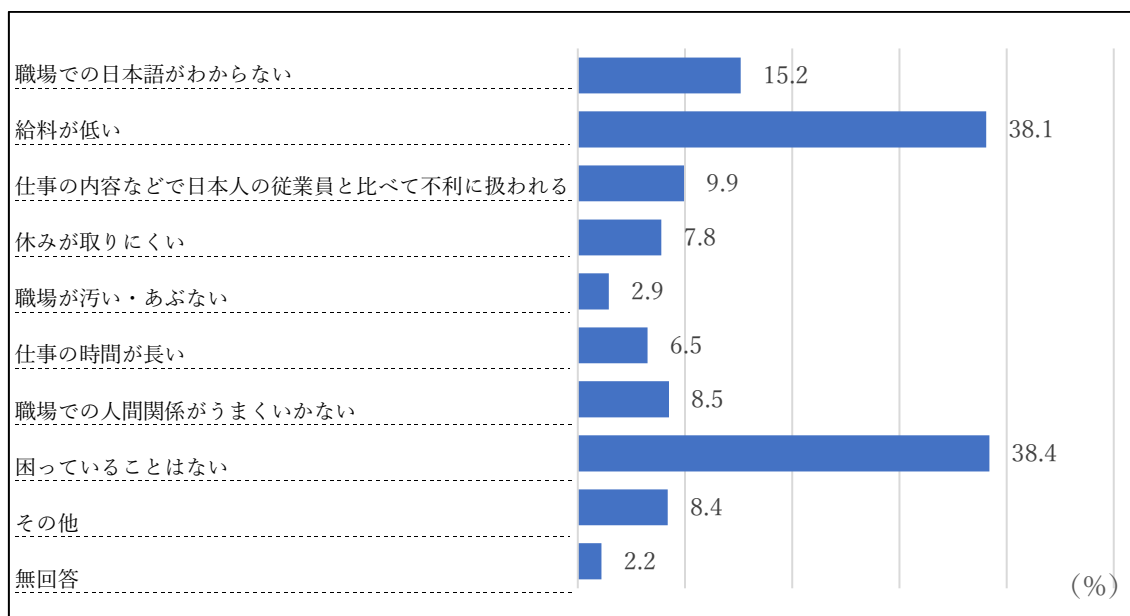
【12】あなたが今の仕事についてどのようなことに困っていますか。(複数回答)

〔仕事をしている方が回答〕

仕事の困りごととしては、「困っていることはない」(38.4%)を除くと、「給料が低い」(38.1%)、「職場での日本語がわからない」(15.2%)、「仕事の内容などで日本人の従業員と比べて不利に扱われる」(9.9%)の順となりました。

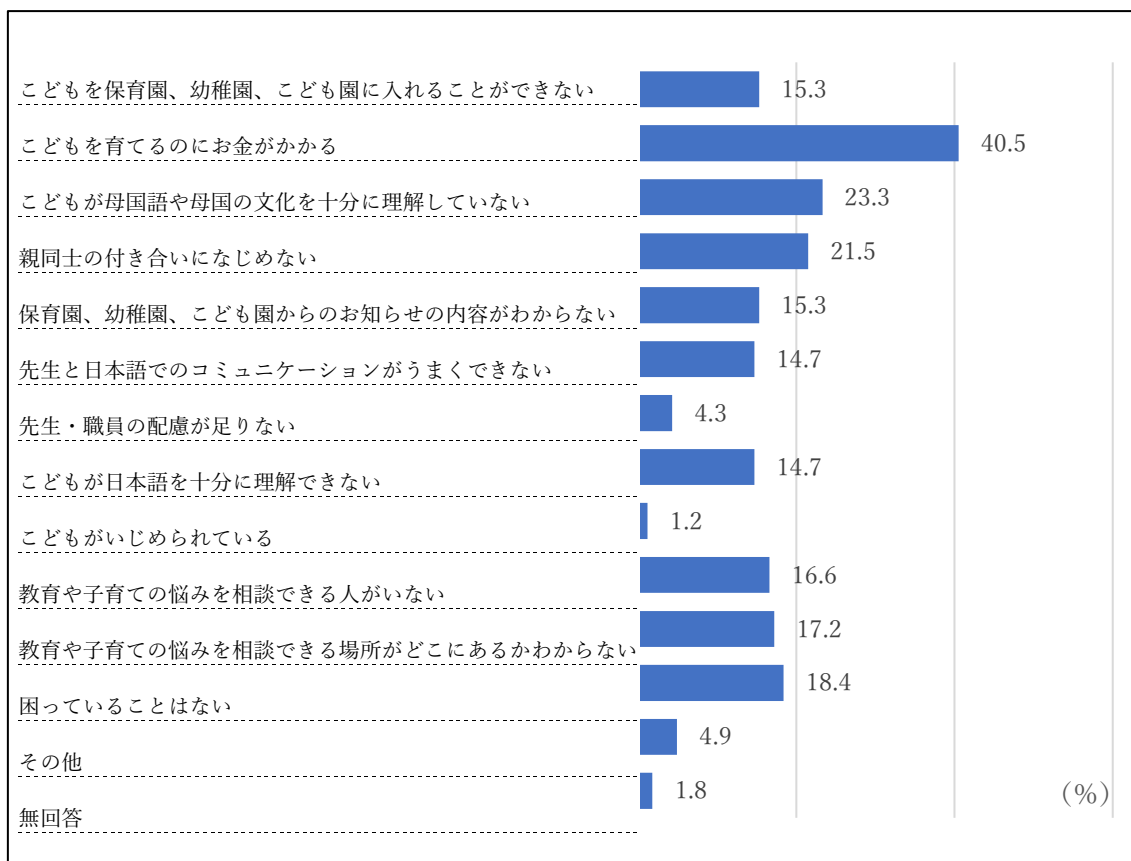
出身国・地域別にみると、台湾、韓国、米国では「困っていることはない」が5割を超えています。ベトナム、ミャンマー、ネパール、タイでは「給料が低い」が5割近くを占めています。

在留資格別にみると、特別永住者、永住者では「困っていることはない」が5割を超え、技能、技術・人文知識・国際業務、技能実習、留学、特定技能では「給料が低い」が4割半～5割半を占めています。



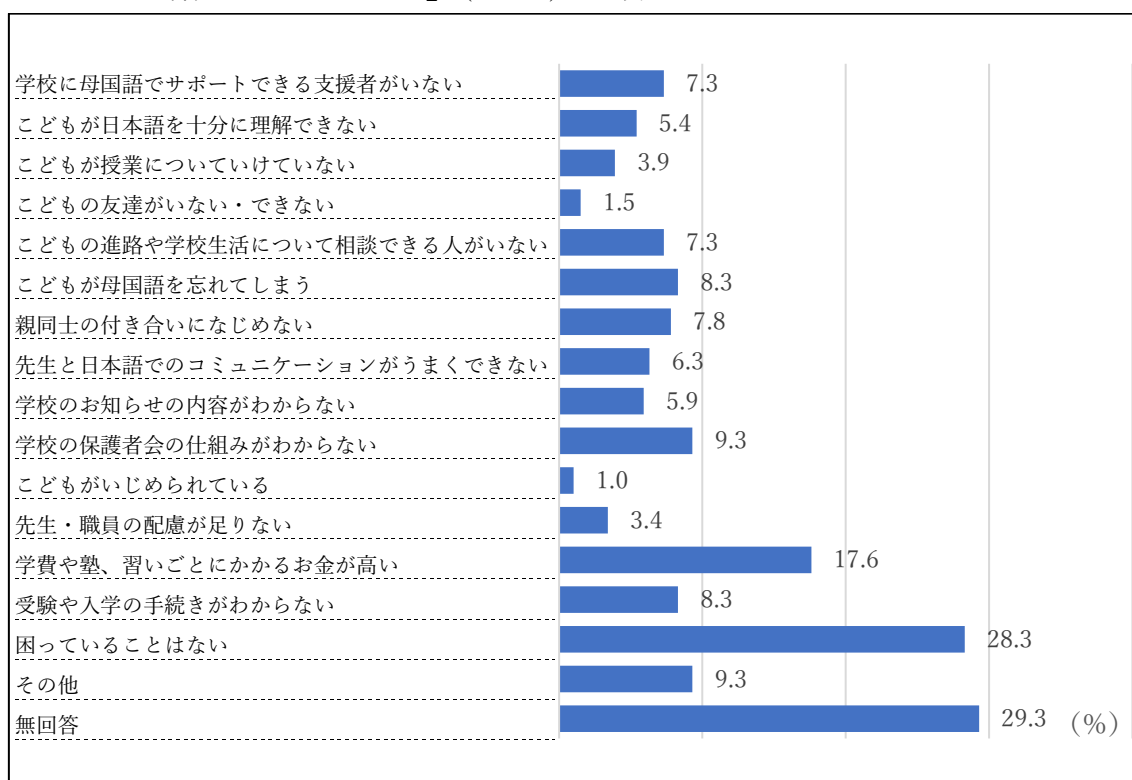
**【13】(0歳～6歳の子どもがいる人のみ) あなたが、教育や子育てについて困っていることはなんですか。(複数回答)**

教育や子育てについての困りごととしては、「子どもを育てるのにお金がかかる」が最も多く40.5%、次いで「子どもが母国語や母国の文化を十分に理解していない」(23.3%)、「親同士の付き合いになじめない」(21.5%)の順となりました。



**【14】（7歳～18歳の子どもがいる人のみ）あなたが、教育や子育てについて困っていることはなんですか。（複数回答）〔子どもが学校に通っている方が回答〕**

教育や子育てについての困りごととしては、「無回答」（29.3%）、「困っていることはない」（28.3%）を除くと、「学費や塾、習いごとにかかるお金が高い」が最も多く17.6%、次いで「学校の保護者会の仕組みがわからない」（9.3%）、「子どもが母国語を忘れてしまう」（8.3%）の順となりました。



**【15】あなたが普段の生活で日本人との付き合いがない理由は何ですか。（複数回答）〔日本人との付き合いがない方が回答〕**

日本人と付き合いがない理由としては、「言葉が通じないから」が最も多く36.7%、次いで「付き合う場所やきっかけがないから」（35.0%）、「時間がないから」（21.7%）の順となりました。

**【16】あなたは今後、日本人とどのような交流をしたいですか。(複数回答)**

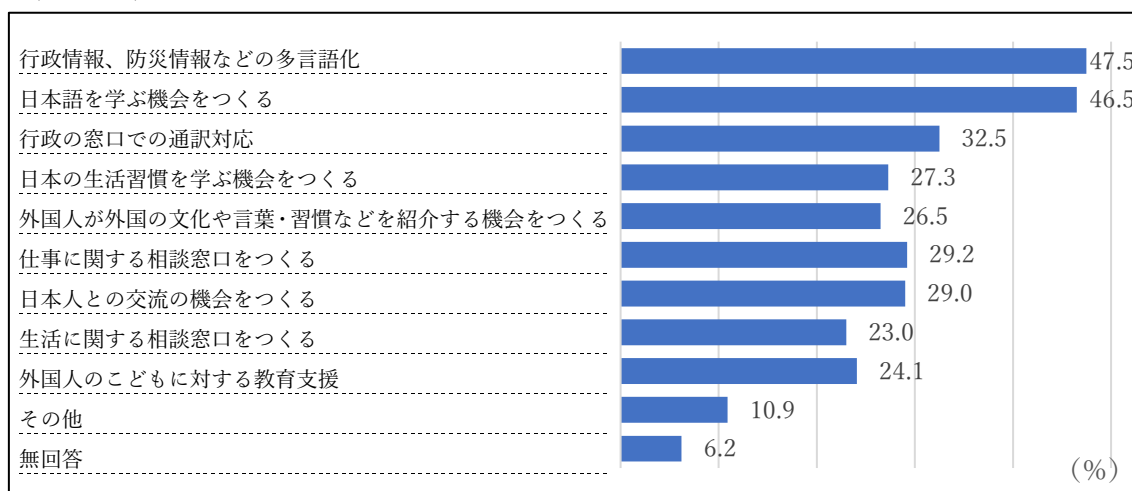
日本人としたい交流としては、「日本の文化や習慣を学びたい」が最も多く45.6%、次いで「地域の行事にもっと参加したい」(42.8%)、「ボランティア活動などの社会活動がしたい」(35.3%)の順となりました。

**【17】あなたが地域活動に参加したいと思うが参加したことがない理由は何ですか。(複数回答) [「参加したいと思うが、参加したことがない」方が回答]**

地域活動に参加したくても参加したことがない理由としては、6割以上の方が「どのような活動が行われているか知らない」(65.1%)を挙げており、次いで「言葉がわかるか、不安がある」(44.1%)、「他の用事と時間が重なり、参加できない」(37.8%)、「地域の人たちが自分を受けて入れてくれるか不安がある」(30.2%)という結果となりました。

**【18】行政の取組で、充実してほしいことは何ですか。(複数回答)**

行政の取組で充実してほしいこととしては、「行政情報、防災情報などの多言語化」が最も多く47.5%、次いで「日本語を学ぶ機会をつくる」(46.5%)、「行政の窓口での通訳対応」(32.5%)、「仕事に関する相談窓口をつくる」(29.2%)の順となりました。



## 「やさしい日本語」とは

「やさしい日本語」とは、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮した日本語のことです。外国人だけでなく、小さな子どもや高齢者、障害のある人など、多くの人に日本語をわかりやすく伝えるための手段です。

1995年の阪神・淡路大震災の際に、日本におられた多くの外国人の方が、日本語が十分に理解できないために必要な情報を得られず、被害を受けました。これを受け、考案されたのが、「やさしい日本語」です。

なお、「やさしい日本語」を使用する際の主なルールは以下のとおりですので、参考にして下さい。

### 【使用する際の主な基本ルール】

- ① 一文を短くして、文の構造を簡単にする。
- ② 難しい言葉を避け、簡単な言葉を使う。
- ③ 外来語（カタカナ言葉）はできる限り使わない。
- ④ 擬態語や擬音語は避ける。
- ⑤ 動詞を名詞化せず、動詞文をできる限り使う。
- ⑥ あいまいな表現は避ける。
- ⑦ 二重否定の表現は避ける。
- ⑧ 文末の表現は統一する。
- ⑨ 時間や年月日の表記は外国人がわかるものにする。
- ⑩ ローマ字は使わない。
- ⑪ 漢字にふりがなをふる。
- ⑫ 絵や写真、図表などを使う。
- ⑬ （会話の際は）相づちや相手の反応に合わせて話す。

### 3. 令和6年度「県民 Web アンケート」 第1回県内での多文化共生に関する意識調査

国籍や民族などの違いにかかわらず、県民の皆様が安心して暮らすことのできる多文化共生社会の実現に向けた社会づくりを進めるためにアンケートを実施しました。

#### (1) 調査概要

実施主体	奈良県知事公室広報広聴課
調査期間	2024(令和6)年7月10日～16日
調査対象	アンケート会員(総数307名)
回答数(率)	268件(87.3%)

#### (2) 主な調査結果

詳しくは→



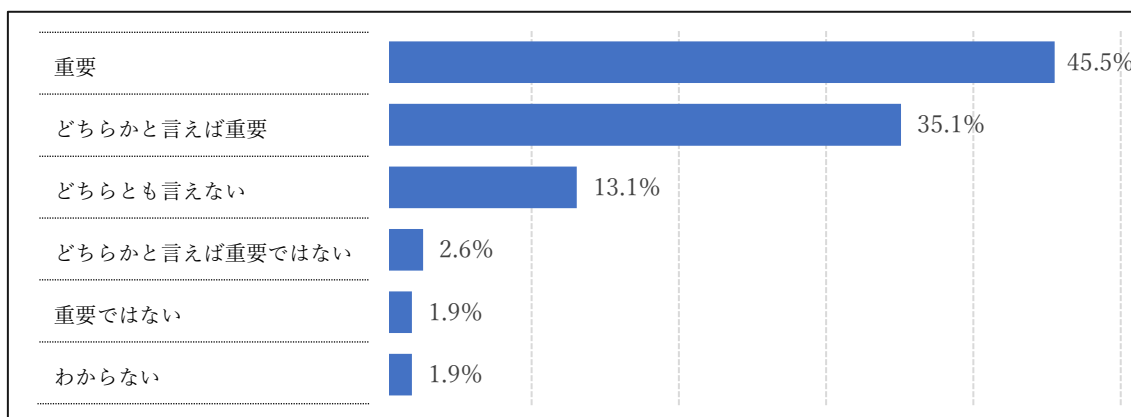
<https://www.pref.nara.jp/43244.htm>

#### 【1】 「多文化共生」という言葉を知っていますか。

「言葉の意味も含めて知っている」が47.4%と約半数の方がその意味を理解されています。

#### 【2】 現在、奈良県には約1万7千人を超える外国人が暮らしています。国籍や民族等の異なる人々が互いに認め合い、共に暮らす社会の実現についてどう思いますか。

あわせて約8割の方が、「重要」「どちらかと言えば重要」を回答しており、多文化共生の重要性を認めています。





**【3】 日々の暮らしの中で、外国人住民とどのような付き合いがありますか。  
(複数回答)**

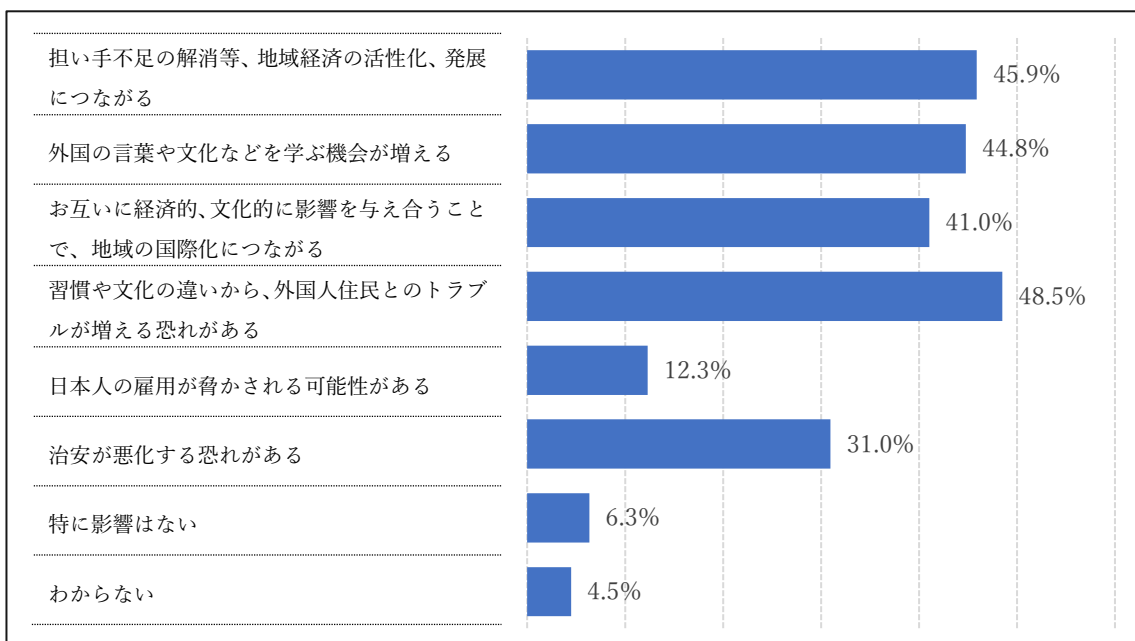
「外国人の知り合いはおらず、付き合いを持ったこともない」を選んだ方が過半数となっています。

**【4】 外国人住民と地域社会や職場、学校、イベントなどで交流や関わりを持ちたいと思いますか。**

「思う」「やや思う」をあわせると、約6割の方が外国人住民との交流や関わりを前向きに考えています。

**【5】 地域社会に外国人住民が増えることについてどのような印象を持ちますか。(あてはまるもの3つまで)**

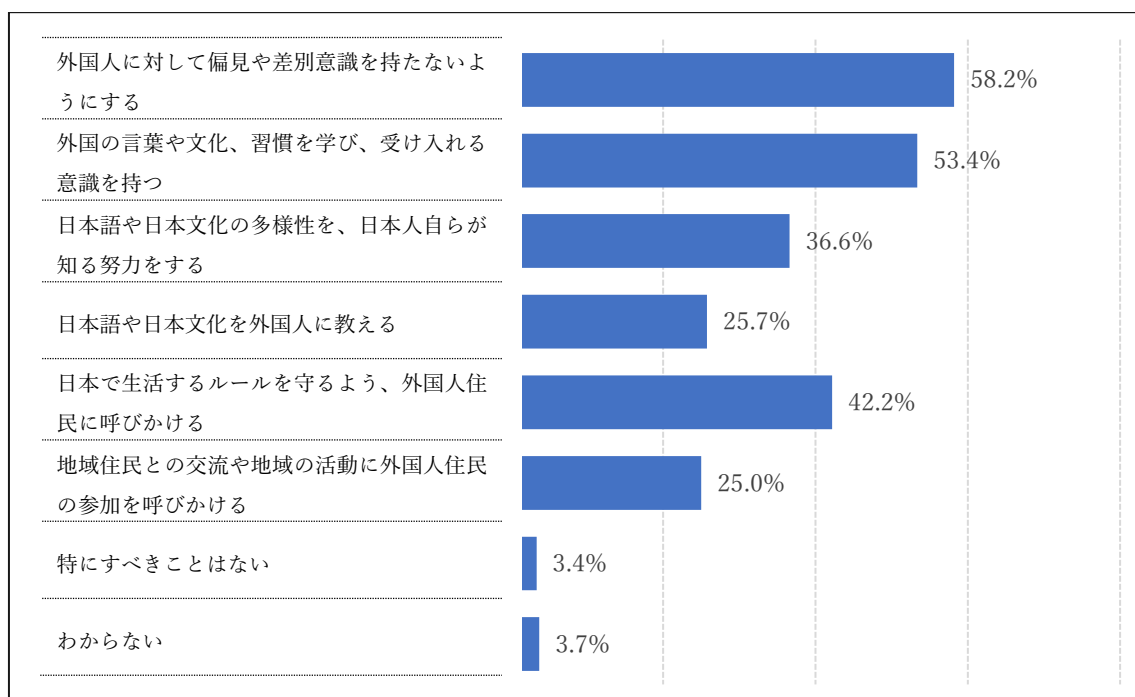
「担い手不足の解消等、地域経済の活性化、発展につながる」(45.9%)、「外国の言葉や文化などを学ぶ機会が増える」(44.8%)、「お互いに経済的、文化的に影響を与え合うことで、地域の国際化につながる」(41.0%)と、地域社会に外国人住民が増えることについて肯定的な評価が多い一方、「習慣や文化の違いから、外国人住民とのトラブルが増える恐れがある」(48.5%)、「治安が悪化する恐れがある」(31.0%)など、不安を感じている部分もあります。



**【6】 日本人住民と外国人住民が共に安心して暮らし、活躍できる地域社会にしていくため、「日本人住民」は何をすべきだと思いますか。（あてはまるもの3つまで）**

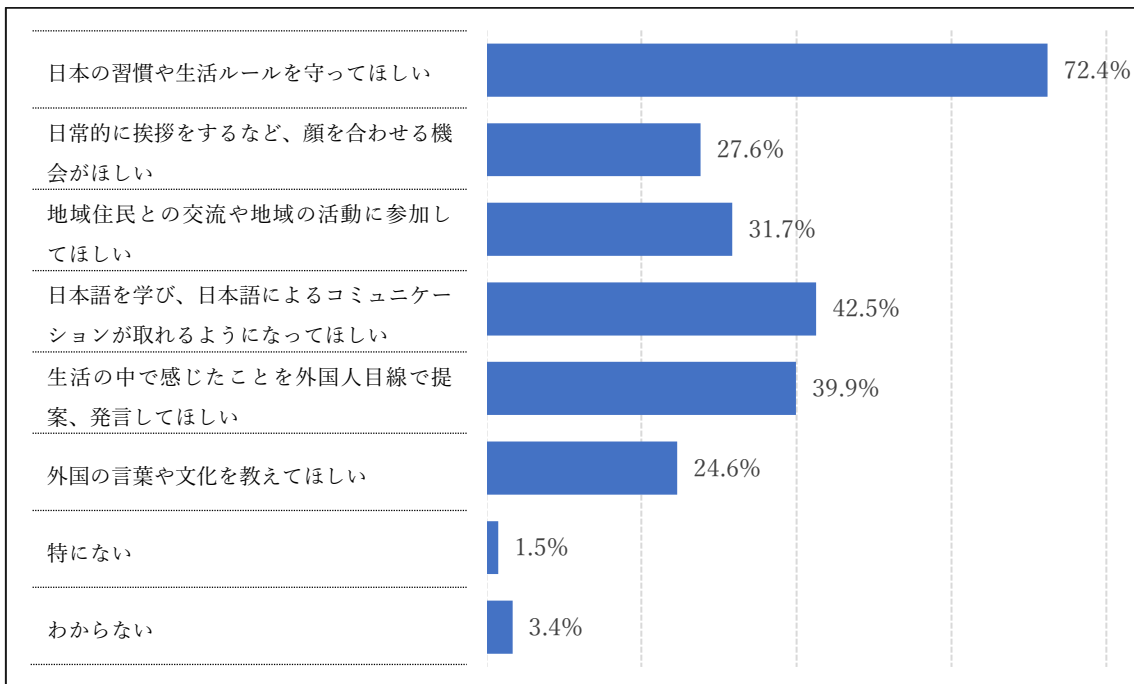
「外国人に対して偏見や差別意識を持たないようにする」と回答した人が約6割、「外国の言葉や文化、習慣を学び、受け入れる意識を持つ」と回答した人が約5割と、意識面での取組を必要と考えておられる方が多くなっています。

一方で、「日本で生活するルールを守るよう、外国人住民に呼びかける」と回答した人も約4割おられます。



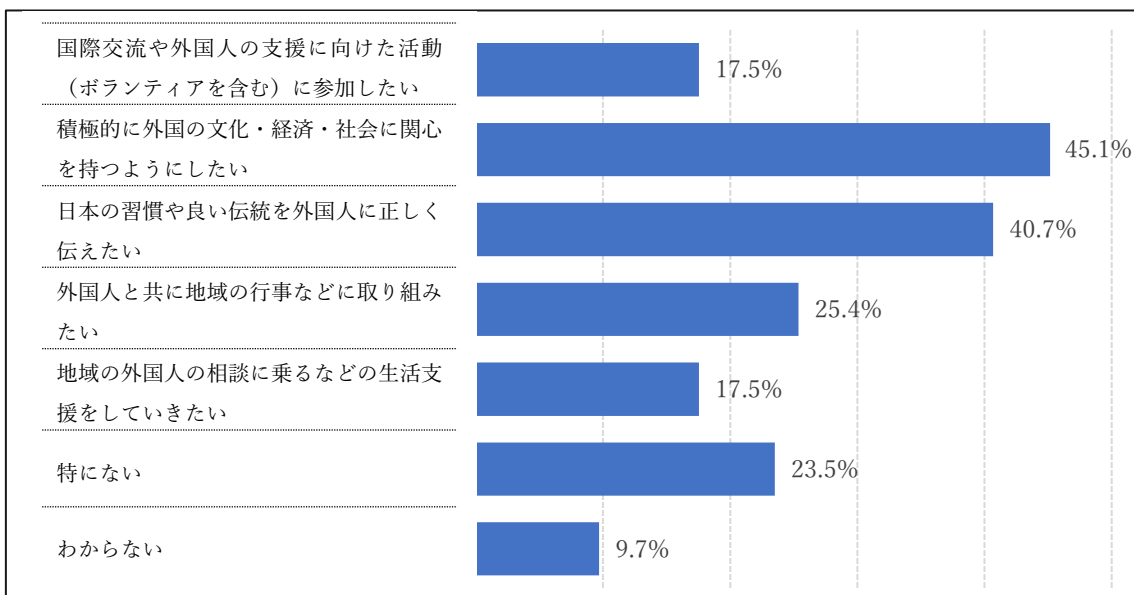
**【7】 日本人住民と外国人住民が共に安心して暮らし、活躍できる地域社会にしていくため、「外国人住民」に何をしてほしいですか。（あてはまるもの3つまで）**

「日本の習慣や生活ルールを守ってほしい」と回答した人が7割超、「日本語を学び、日本語によるコミュニケーションが取れるようになってほしい」と回答した人が4割超となっています。一方で、「生活の中で感じたことを外国人目線で提案、発言してほしい」と回答した人も約4割おられます。



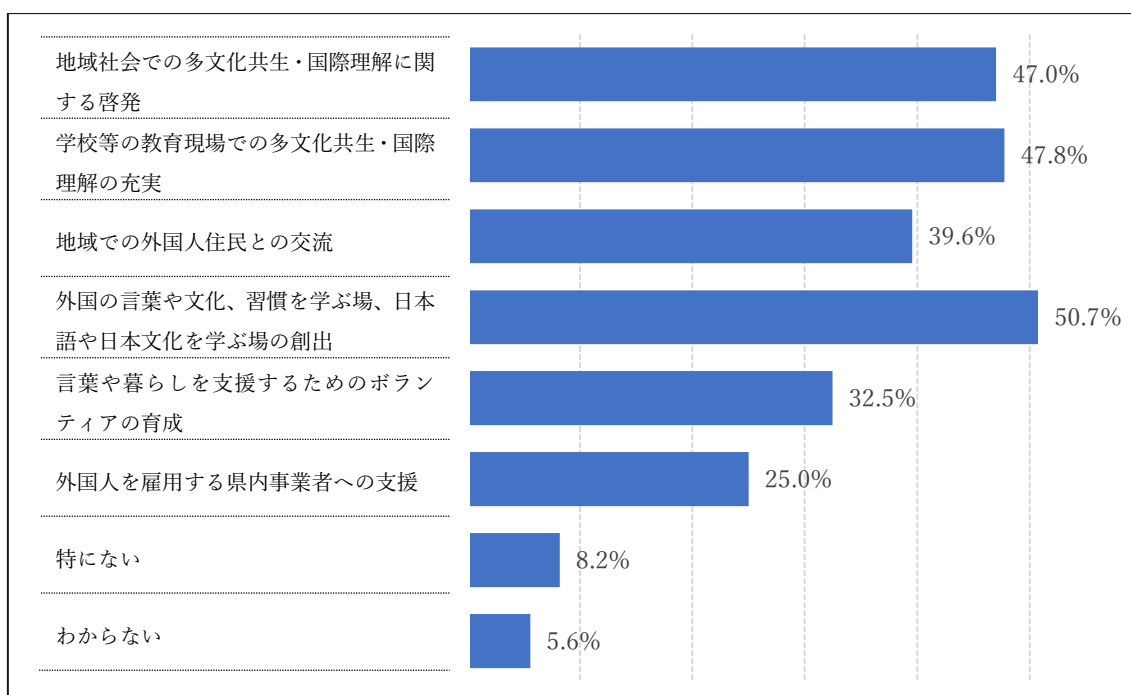
**【8】 今後、多文化共生・国際化が進むことに伴い、あなた自身はどのような対応をしていきたいと思えますか。（複数回答）**

「積極的に外国の文化・経済・社会に関心を持つようにしたい」や「日本の習慣や良い伝統を外国人に正しく伝えたい」とそれぞれ回答した方が約4割おられます。また、2割以上の方が、「外国人と共に地域の行事などに取り組みたい」と積極的な外国人との関わりを考えています。一方で、「特になし」とされた方も約2割おられます。



**【9】 今後、多文化共生・国際化が進むことに伴い、奈良県においてどのような「日本人住民向け」の施策が重要だと考えますか。（複数回答）**

約半数の方が、「外国の言葉や文化、習慣を学ぶ場、日本語や日本文化を学ぶ場の創出」、「地域社会での多文化共生・国際理解に関する啓発」、「学校等の教育現場での多文化共生・国際理解の充実」を行政に求めておられます。加えて、約4割の方が、「地域での外国人住民との交流」を必要とされています。



#### 4. 奈良県多文化共生施策推進懇話会の開催

県では、本県における多文化共生のあり方その他多文化共生施策の推進について、広く意見を聴き、県内在住外国人が暮らしやすいまちづくりなど、より効果的な多文化共生行政を推進するため、2024(令和6)年8月に、公募委員も含む、奈良県多文化共生施策推進懇話会(以下「推進懇話会」という。)を設置しました。同年10月までに2回開催し、以下のような意見を伺いました。この他、県内のNPOやボランティア団体、企業などからもご意見をいただきました。

**【奈良県多文化共生施策推進懇話会での主な意見】**※一部要約しているものもあります。

##### <情報提供について>

- ・生活に関する情報は市町村が知らせて欲しい。
- ・地域で解決できない問題もある。そのためには、ルールなどについて、外国人向け生活オリエンテーションが必要。

##### <相談・支援について>

- ・電話等で相談できない外国人もいるので、SNSで相談できることは良いこと。
- ・子どもへの教育支援はもちろん、日本語学習も含め保護者への支援も必要不可欠。

##### <日本語・言葉について>

- ・子どもが中学・高校で来日した場合、保護者同士の付き合いも希薄で、子ども・保護者双方とも日本語がなかなか身につかない。
- ・地域日本語教室を、将来的には広域的に広げていくことも必要。
- ・企業の側としてはなかなか難しい面もあるが、「やさしい日本語」の普及も必要。

##### <防災について>

- ・転入手続の際、防災に関するサイトの案内やチラシ等で情報を渡したら良い。どこに避難すれば良いかだけでも周知出来れば良い。また、国によっては地震等が少なく、防災意識が低いため、転入の際に防災に関するオリエンテーションも実施しては。避難所における外国人受入訓練も実施してもらいたい。

### <医療・福祉について>

- ・どこの病院が受診できるのかもわからない。救急車の呼び方もわからない。医療の多言語化対応は極めて重要。
- ・住んでいる地域で友達を作り、地域に溶け込むことが重要。

### <仕事について>

- ・実習生が地域の祭りに参画し、地域社会の理解を得ることができた。企業としては、外国人に日本の言葉や文化を知ってもらい、働き、定着してもらうことが重要。

### <地域社会について>

- ・様々なイベントを通じて日本人と外国人が友達となり、それが防災や医療などでの助け合いに繋がる。
- ・多文化共生を進める上で大切なことは、外国人の方に地域社会に馴染んでいただくことと、地域社会も外国人を受け入れていくこと。現在、県が補助金でコミュニティの活性化を促そうとしているが、当面は続けてほしい。また、就労する外国人が増えていく中、受け入れる企業の役割も大きいので、企業にも地域社会に溶け込んでいくための取組を積極的にしてもらいたい。そのためにも、県の補助金の対象に企業を入れてはどうか。
- ・働き手だけでなく、地域社会を担う人材も減っている中、外国人の方にもその役割を担っていただけるようになって欲しい。プランには、そのための視点を入れて欲しい。
- ・日本人の感覚ではわからないような視点から、便利な点や不便な点、魅力等について事業者に情報をもらうことができれば、共生の一つになる。

### <その他>

- ・奈良県は奈良県の現状に合った支援等の施策を進めて欲しい。
- ・多文化共生推進プランの内容を企業も含めた各関係機関に周知し、実行してもらうことが重要。また、外国人労働者の受け入れ制度等の周知も重要。
- ・外国人の方々にも、多文化共生推進プランの目指す内容等が届くよう、プランの多言語化も検討してもらいたい。
- ・大切なのは、具体的な取組をどのように進めていくかということ。県だけでなく、市町村や企業、日本語教室、地域社会と連携・協力して進めていかないとうまくいかない。

### Ⅲ. 奈良県の多文化共生を取り巻く課題

以上述べてきた、多文化共生に関する県内外の社会情勢の変化やアンケート結果、推進懇話会での意見等から、県内での多文化共生を推進していく上で、以下の課題があらためて明らかになりました。

#### 1. コミュニケーションでの課題

日本語指導が必要な児童生徒から児童生徒の保護者、そして外国人労働者に至るまで、生活の様々な場面で、周囲とのコミュニケーションが困難であることが、大きな障壁となっていることから、きめ細やかな日本語学習機会の確保やコミュニケーション上のサポートなどが強く求められています。

#### 2. 情報提供での課題

各種行政サービスに係る情報に加え、外国人県民も遵守すべきルールを含めた生活の基本情報など、外国人県民が日常生活を送っていく上で必要な情報が外国人県民に十分届いていないことが課題となっており、必要な情報をわかりやすく、適切なツールを利用して伝えていくことが必須となっています。

#### 3. 相談や住居の確保、生活サービスでの課題

外国人県民からの相談内容は、多種多様であり、専門的なものも多くなっている一方、外国人県民数の増加に比して相談件数は伸び悩んでいます。実施日時やツールの見直しなど外国人県民が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、各種専門機関などとの連携が重要となっています。

また、住居の確保については、貸主の理解を進める取組のほか、居住支援の体制づくりの強化が求められるほか、健康・医療・福祉などの各種生活サービスにおいては、外国人県民が利用しやすいよう、コミュニケーションの支援やわかりやすい情報提供が求められています。

#### 4. 防災など安全・安心の確保での課題

将来的な南海トラフ地震の発生が予測されるとともに、風水害など災害の激甚化が進む中、自主防災に係る啓発も含め、外国人県民にもわかりやすい形で情報提供することが大変重要となっています。また、発災時の行政などにおけ

る支援体制なども改めて見直す必要があります。

## **5. 地域社会での課題**

外国人県民も日本人県民も、お互いに理解し合い、共生の意識を高めていくことが必要不可欠となっています。そのためには、日常的に外国人と日本人が交流できる活動を促進していく必要があります。

また、外国人県民は比較的若い世代が多く、地域社会での担い手としての活躍も期待できることから、リーダーとなる人材の発掘・育成も重要となっています。

## **6. 外国人材受入での課題**

県内には、魅力的な高等機関が複数存在することから、更なる留学生の受入を促すとともに、留学生の県内での就業や地域での活動を支援することも必要となっています。

また、県内の労働力人口が減少する中、人材不足が深刻な分野を中心に、県内企業や事業所での外国人材の活躍が必要不可欠となっており、そのための受入支援も極めて重要です。



## IV. 多文化共生推進に向けた基本的な考え方

外国人県民を取り巻く、以上のような現況や課題を踏まえ、奈良県では、以下の3つを基本方針として、奈良県の独自性を活かしつつ、多文化共生社会の実現を段階的に進めていきます。

### 1. 基本方針

#### (1) 誰もがコミュニケーションできる地域づくり

国籍や民族などに関係なく、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築くためには、意思疎通が不可欠であることから、誰もが円滑にコミュニケーションできる地域づくりを目指します。

#### (2) 誰もが安全・安心に暮らし続けることができる地域づくり

外国人県民も日本人県民と同様に、ライフステージの様々な段階で適切な行政サービス等を楽しするとともに、地域の一員として責任ある行動に努めることにより、誰もが安全・安心に暮らし続けることができる地域づくりを目指します。

#### (3) 誰もが地域で活躍できる地域づくり

外国人県民を含むすべての県民が、各自が有する多様性を豊かさとして受け入れるなど、個人の尊厳と人権を尊重することを基盤に、県内企業や大学、地域社会など、あらゆる場面においてその力を最大限に発揮できるよう、誰もが地域で活躍できる地域づくりを目指します。

### 2. 期間

本プランが対象とする期間は、技能実習制度から育成就労支援制度への移行など、外国人県民を取り巻く環境は今後も大きく変わることが見込まれるため、2025(令和7)年度～2027(令和9)年度までの3年間とします。

## V. 3つの基本方針を実現するための具体的な施策

3つの基本方針を実現していくために、(1)コミュニケーション支援、(2)生活支援、(3)地域での活躍支援の3つを大きな施策とし、具体的な取組を進めていきます。

### 1. コミュニケーション支援

外国人県民が、日常生活を送る上で必要な情報を簡単に入手できるよう、出身国・地域や在留資格別の特徴などを踏まえた情報の多言語化や提供ツールの多様化を進めるとともに、必要な行政サービスを楽しむことができるよう、行政サービスの多言語化や相談体制の充実を進めます。あわせて、様々な場面において日本人県民との意思疎通が可能となるよう、日本語教育の充実や「やさしい日本語」の普及などを進めます。

#### (1) 行政・生活情報の多言語化

##### ① 多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の効果的な提供

県民に対する行政サービスや県民が履行しなければならない義務の内容のほか、日常生活上必要となるルールや慣習、さらには地域での交流イベント等について、多言語（「やさしい日本語」を含む。以下同じ。）での情報提供を行います。とりわけ、外国人県民が地域住民としての生活を開始してからできるだけ早い時期に、行政情報や日本社会の習慣等について学習・理解する機会を提供できるよう、県や市町村、企業、支援団体、地域社会などが連携して取り組みます。なお、その際、使用する言語については、外国人県民の出身国・地域や在留資格などを考慮し、選択します。

また、情報の提供に際しては、行政の窓口やウェブサイトに加えて、地域の日本語教室や外国人県民が働く企業・事業所等、効果的な情報伝達ルートを活用するとともに、SNSを積極的に利用します。

##### ② 行政サービス等の多言語化

外国人県民が行政機関を訪問した際にコミュニケーションに支障が生じないよう、電話・映像通訳サービスや、多言語翻訳アプリ等の活用を進めるとともに、専門性が高い場合や少数言語等の必要性にあわせ、通訳の手配

を行います。加えて、学校など、県内の行政機関等から要請があった場合は、奈良県多文化共生ボランティア制度に登録された通訳ボランティアを派遣します。

また、日本語でのコミュニケーションが少しでも容易になるよう、行政機関だけでなく、企業や地域社会も含め、「やさしい日本語」の普及を推進します。

## **(2) 相談体制の整備・充実**

### **① 外国人生活相談体制の整備・充実**

外国人県民が日常生活に必要な情報を入手するとともに、生活上生じる様々な問題について相談できる、一元的相談窓口を設置します。あわせて、外国人県民が利用しやすいよう、出張相談や SNS を活用した相談など工夫を行うとともに、専門性の高い相談にも対応できるよう、弁護士などの専門家や関係機関との連携を強化します。

## **(3) 日本語教育の推進**

### **① 日本語学習機会の提供**

外国人県民が日常生活を送る上で必要となる日本語を習得できるよう、ニーズを踏まえた日本語学習機会の提供に努めます。具体的には、少しでも身近な地域で学習できるよう、既存の地域日本語教室の運営に対するサポートのほか、新規開設や、仕事や授業などの時間にかかわらず学習できるよう、オンラインでの学習機会の提供などを促進します。

特に、学校でも企業・事業所でも日本語を習得する機会が少ない、児童生徒の保護者や就業者の配偶者が、地域で日本語を学習しながら、簡単な困りごとや相談ごとなどができるよう、環境づくりを進めます。

このほか、就業している外国人県民が、それぞれの企業や事業所などで日本語を学習することを支援します。

### **② 日本語学習を支える人材の確保**

外国人県民の日本語学習が適切かつ十分に行われるためには、日本語学習を支える人材が欠かせないことから、関係機関が連携しながら、ボランティアも含めた人材の育成を進めます。

## **2. 生活支援**

外国人県民一人ひとりが、日本人県民と同様に、子育てや教育、福祉などの各分野において、ライフステージにあわせた支援を得られるよう、それぞれの状況に配慮したサービス提供を進めます。

また、外国人県民が安全・安心に暮らせるよう、災害時の支援体制の整備や医療機関の多言語対応の推進などにも努めます。

### **(1) 子育て・教育の充実**

#### **① 学校での日本語の学習支援**

文部科学省「外国人の子どもの就学状況等調査」により状況を把握した上で、小中学校での日本語指導教員を配置するほか、高等学校では外国人生徒指導員の配置や帰国特例枠のある学校では日本語学習のための取り出し授業を実施・充実するなど、児童生徒一人ひとりに応じた日本語学習を支援します。また、日本語指導の人材を確保するため、教職員の日本語指導研修などの充実を図ります。

#### **② 不就学のこどもへの対応・就学機会の確保**

学習の機会を逸した外国人のこどもについては、本人や保護者の希望に基づき、公立の義務教育諸学校への円滑な編入が行われるよう措置するほか、学校生活を送るために必要な日本語能力が不十分である場合は、日本語学校・日本語教室等において受け入れるなど、学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等を実施するよう努めます。

また、通学区域内における義務教育諸学校で外国人児童生徒の十分な受入体制が整備されていない場合は、保護者の申立てに応じて、地域の実状を踏まえ就学校の変更を認めるなどの対応を検討します。加えて、日本語でのコミュニケーション能力の不足等により、ただちに年齢相当の学年の教育を受けることが適切でないと認められる場合には、一時的又は正式に日本語能力・学習状況等に応じた下学年への編入学を認めること等も検討します。

このほか、外国人中学生や保護者のための進学説明会の開催なども引き続き行います。

### ③ 子育て・就学前教育の多文化対応

言語、習慣面での配慮を十分行えるよう、外国人児童を多数受け入れている保育所等での保育士の加配を進めるほか、児童相談所や児童養護施設・母子生活支援施設等の多言語対応を推進します。

### ④ 学齢を経過した外国人への配慮

様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を経過した外国人県民があらためて教育を受けられるよう、公立の夜間中学校での受入れを進めるとともに、ボランティアの派遣などをおして民間で運営している自主夜間中学校を支援します。

### ⑤ 多文化共生の考え方に基づく教育の推進

県内すべての学校で多文化共生の考え方に基づく教育を進めるため、教職員の研修を進めるとともに、国際交流員や多文化共生ボランティアなどを学校に派遣します。

## (2) 災害時の支援など安全の確保

### ① 災害時の体制整備

外国人県民の中には、地震や台風などの災害になじみのない国・地域の出身者が多いほか、国内で最近発生している大規模災害において、外国人住民への支援などが不十分な例も見られることから、外国人の自主防災意識の啓発を進めることが不可欠です。そこで、外国人県民による災害時の自助・共助を進めるため、多言語化された防災カードの配布を行政や企業、地域社会が連携して進めるとともに、ハザードマップの多言語化を促進します。また、外国人住民が参加しやすいよう訓練内容の工夫や外国人防災リーダーの育成等を行うことにより、地域における防災活動への外国人住民の参加を進めます。

また、災害・防災情報の多言語化や SNS などを活用した提供ツールの多様化などを進めるほか、災害発生時に外国人被災者に対する支援を適切に実施するため、対応マニュアルなどを改めて見直すとともに、定期的なマニュアル等の確認や訓練の実施、ボランティアの確保などを行うなど、行

政が中心となって関係機関と連携した災害時の体制整備に努めます。

## ② 防犯・交通安全の推進

外国人県民を対象とした犯罪なども増えていることから、技能実習生等を対象とした防犯教室を開催するほか、ここ数年増加している外国人県民の多くが自転車を主な移動手段としていることを踏まえた、交通安全教室の開催を進めるなど、意識啓発や情報提供に努めます。

また、外国人県民を対象とする消費者トラブルを防ぐため、消費者相談窓口での多言語対応や多言語での情報発信などを進めます。

## (3) 医療・保健・福祉サービスの提供

### ① 多言語対応の推進

外国人県民が医療・保健・福祉サービスを適切に享受できるよう、多言語化を促進します。

特に、医療機関における多言語対応については、まずは多言語対応が可能な医療機関の情報をわかりやすく提供します。さらに、既存の医療通訳ボランティアの紹介など、外国人県民が少しでも安心して受診できるよう、医療機関の多言語化を促すための方策について検討を進め、その実現に努めます。

また、保健・福祉サービスについては、サービスそのものが十分に知られていない可能性もあることから、外国人県民が必要とするサービスを適切に利用できるよう、サービスの内容や利用の際の手続について、多言語化やその提供ツールも含め、広報の見直しを進めます。

## (4) 居住環境の整備

### ① 外国人県民に対する公営住宅の提供

外国人県民に対して、地域の実情に応じて、可能な限り地域住民と同様の県営住宅等の入居申込資格を認めるとともに、県営住宅等公営住宅の入居者募集案内等の広報や入居相談の多言語化に努めます。

### ② 外国人県民に対する居住支援の促進

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則

(平成 29 年国土交通省令第 63 号)により「住宅確保要配慮者」の一つに日本の国籍を有しない者が掲げられていることから、行政、居住支援協議会、居住支援法人及び不動産関係団体などが連携を図り、住宅セーフティネット制度に関する情報提供を行うなど、外国人県民を対象に地域の実情に応じた居住支援を促進します。

### **3. 地域での活躍支援**

県人口の減少が進む中、県内産業の担い手となる外国人材の受入を進めるとともに、県内の大学等で学び、卒業後も県内で活躍する外国人留学生の受入を促進します。また、県内で暮らす外国人県民が地域社会の一員として活躍できるよう、多文化共生意識の啓発・醸成を進めるほか、交流活動に対する支援を行い、地域の活性化に繋げていきます。

#### **(1) 就業支援**

##### **① 外国人材の受入体制の整備**

本県では、介護や建設、製造業、宿泊業・飲食サービス業などを中心に、様々な分野で担い手不足となっていることから、これまで外国人材を受け入れた経験がない事業所などを中心に、受入に向けたセミナーの開催やインターンシップの機会の提供などの取組を進めます。

##### **② 留学生等の県内企業・事業所等での就業促進**

県内大学の外国人留学生が、学業修了後も県内の企業・事業所等で活躍できるよう、セミナーや企業との交流会などを開催するほか、ベトナムなど海外の大学生も含めた県内企業でのインターンシップなどを進めます。

また、高校では県内の外国人生徒向けの進路ガイダンスを行います。

このほか、県内で就職を希望する外国人に対して、しごと i センターやハローワーク等の関係機関が連携しながら、就労支援を行います。

##### **③ 働きやすい職場環境づくりの促進**

県内企業・事業所等で働く外国人労働者ができる限り長い期間、同じところに定着するよう、企業・事業所等に専門家を派遣するほか、外国人労働者の学習支援を行う企業・事業所等を行政が支援します。

また、職場での労働状況などで問題を抱える外国人労働者が相談できる労働相談窓口を設置します。

## (2) 留学生への支援

### ① 留学生の受入拡大

県内の大学における海外からの留学生受入拡大を進めるため、海外大学との協定締結など、関係強化を促します。

### ② 留学生の地域活動の支援

留学生の多くがある程度の日本語能力を習得しており、本県での多文化共生推進において重要な役割を果たすことを期待できることから、地域での交流活動への参加や県内の歴史・文化体験などを促すとともに、多文化共生ボランティアや地域コミュニティの一員などとして活躍できるよう、活躍を支援します。

## (3) 地域社会での活動支援

### ① 多文化共生の意識啓発・醸成

毎年1月の「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」を中心に、関係機関が連携し、多文化共生に係る広報活動を推進します。

また、行政や関係団体が連携しながら、外国人県民の母国の文化や日本文化等を紹介する交流イベントや「やさしい日本語」研修など、様々な機会を通して、多文化共生の意識啓発・醸成に繋げていきます。

加えて、地域における異文化や外国語を学習する活動を支援することにより、多文化共生の裾野を広げていきます。

### ② 地域社会での交流活動への支援

外国人県民の多くが地域社会の活動に関心を持っていることから、その情報をわかりやすい形で届けられるよう、多言語化やSNSの活用などに取り組みます。

また、地域の日本語教室を拠点として交流機会づくりなど、地域住民と外国人県民が相互に交流し、多文化共生に対する理解を学ぶ活動を支援します。



### ③ 外国人住民の地域社会での活躍促進

外国人県民が、地域住民として主体的に地域で活躍できるよう、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとなるような人物を発掘・育成を進めます。そのために、県内で活躍している外国人県民を紹介するほか、外国人県民のコミュニティ活動を支援します。

また、交流活動が活発な地域を中心に、関係機関が連携し、外国人県民の地域社会（自治会、商店街等）での活躍を促します。

加えて、奈良県多文化共生施策推進懇話会への外国人県民の参加など、必要に応じて、地方公共団体の施策に外国人県民の意見を反映させる機会を設けるよう努めます。

## VI. 推進体制

当プランに基づき、多文化共生施策を着実に推進していくためには、当プランの趣旨・内容の周知に努めるとともに、行政だけでなく、県民も含めた、各自がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働しながら取り組んでいくことが不可欠です。

### 1. 国の役割

国としての外国人受入・共生社会の実現に係る基本方針を示すとともに、出入国在留管理庁を中心とした関係省庁の緊密な連携のもと、共生社会の実現を図るための施策を着実に実施することや、地方公共団体が取り組む施策に対する、十分な財政措置を含む、総合的な支援が求められます。

### 2. 県の役割

広域的自治体として、基礎的自治体である市町村に対して、他の自治体等での先進的な取組に関する情報提供や先導的な取組の実施など、支援を行うほか、必要に応じて、市町村では対応が困難な分野を補完することに努めます。

その際には、庁内の関係部局だけでなく、大阪出入国在留管理局をはじめとする国の機関や関係団体、市町村、企業、教育機関、各種支援団体などと、連携・協働していきます。

また、奈良県多文化共生施策推進懇話会を定期的を開催し、そこでの意見を踏まえた、多文化共生施策の展開を図ります。

### 3. 市町村の役割

外国人住民を含む住民にとって最も身近な基礎的自治体として、日常生活に関する行政サービスを向上させるほか、多言語による情報提供や住民全般への啓発など、地域の実状に応じた、多文化共生の地域づくりの推進が求められます。その際には、住民基本台帳等の活用をとおして、地域の外国人住民の現状を把握することなどにより、地域の実態を把握し、それを踏まえた多文化共生推進に関する指針・計画を策定することも必要です。

なお、必要な施策の着実な推進を図るには、市町村内の関係部局だけでなく、県や他の市町村、地域の企業、各種支援団体、さらには外国人住民を含めた地域

住民などと、連携・協働することも重要です。

#### **4. 企業の役割**

外国人県民が安心して働くことができるよう、人権の尊重や労働関係法令の遵守だけでなく、生活面のサポート充実や日本語学習の機会提供などに取り組むことが求められています。

#### **5. 教育機関（大学）の役割**

大学は、教育・研究内容の充実などを通じた魅力のある大学づくりや、海外の大学との連携強化などを図ることにより、より多くの留学生を受け入れていくことが求められています。また、留学生に対する学業・生活面でのサポート体制の充実に努めるとともに、行政や企業、地域社会とも連携ながら、県内での就職も含めた、留学生の地域社会での活躍を支援することが重要となっています。

#### **6. 各種支援団体の役割**

NPOなどの在住外国人支援団体は、各自が有するノウハウや、情報、ネットワークなどを活かした、地域や支援対象者のニーズに応じた、きめ細やかな取組が期待されています。

#### **7. 県民の役割**

日本人県民と外国人県民は、同じ奈良県民として、様々な交流の場や機会を通して、互いの文化や生活習慣等に対する理解を深めることにより、互いの文化的違いを認め合い、相互に尊重し合い、日本の法令や生活ルール等を遵守し、地域活動での協働することが求められます。

そのためには、外国人県民は日本語を習得することが、日本人県民は「やさしい日本語」を使用することが重要です。